

第 10 章 危機管理



被災地輪島の様子

第1節 概 説

1 はじめに

日本での観測史上最も大規模で多くの尊い命が失われた東日本大震災では、区内でも震度5強を観測した。この地震により津波が発生し、東北地方や関東地方を中心として、大きな被害に見舞われた。平成28年4月に発生した熊本地震では、震度7の地震を2度観測し、多くの被害が発生した。令和6年元旦には能登半島で大地震が発生し、家屋の倒壊等により大きな被害がでた。また、頻繁に勢力の強い台風が日本を縦断し、全国各地で大きな被害をもたらしており、荒川氾濫を想定した大規模水害への対策が墨田区にとっても大きな課題となっている。一方で、区内において、窃盗事件や特殊詐欺等が発生しており、多角的な防犯対策及び防犯意識の高揚が求められる。こうした状況下で、各自治体には、地震・洪水などの大規模自然災害や不測の事態、あるいは従来は想定し得なかった危機的な事象などに、迅速かつ的確に対応するための危機管理体制の充実・強化が求められている。区では、想定される危機について、「墨田区地域防災計画」、「墨田区国民保護計画」、「墨田区危機管理基本計画」に基づき、区民生活の保全に努めることとしている。

今後も、区民の生命、身体、財産などを脅かす自然災害や大規模な事故等に迅速かつ的確に対応するとともに、様々な災害対策や生活上の防犯対策にさらに積極的に取り組んでいく。

2 防災対策の現状

本区は住工商混在といった地域特性の中で、耐火構造の建物が増加しているものの、なお木造家屋の密集地域も多く、人口密度の高い都市構造となっている。そのため、災害発生時においては、火災による延焼や建物の倒壊により、被害拡大が懸念される。このことから、本区は防災対策を区政の最重点課題として、各行政分野において防災の観点を機能させ、逃げないですむ燃えないまちづくりの推進を図るとともに、平成17年度からは壊れないまちづくりの推進にも取り組んでいる。

具体的には、建物の耐震・不燃化、都市再開発の推進、道路等の整備、公園や広場等のオープンスペースの確保、浸水対策施設の整備など、防災性向上のためのハード面での施策と同時に、防災思想の啓発、住民防災組織・区民消防隊の育成・強化、初期消火や救護あるいは避難等の自主的な初期防災活動の強

化、災害備蓄物資等の確保と充実化を図っている。

加えて、庁舎5階に設置している防災センターは、無線通信・映像システムにより、各出先施設等との防災情報通信網を確立し、情報収集伝達手段の増強と防災対策の支援強化等を担っている。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、我が国観測史上最大規模の地震であり、東北地方を中心に甚大な被害を及ぼし、東京都においても、帰宅困難者対策をはじめ、防災対策の様々な課題を浮き彫りにした。

そこで区では、この東日本大震災を教訓に、大規模直下型地震においても万全な対策がとれるよう、それまでの防災対策を見直し、充実強化を図っている。

さらに令和4年5月の東京都防災会議による「首都直下地震等による東京の被害想定」の公表を受けて、一層の防災対策向上に取り組んでいる。

3 墨田区地域防災基本条例の制定

地震等による災害を最小限にいとめるためには、普段から災害に備える努力と自主的な防災活動が不可欠である。

これは区行政のみでできることではなく、区内の住民や事業者の皆さんに防災意識と地域での連帯意識をもっていただき、共に一致協力することが必要である。

墨田区では関東大震災の大被害の経験を活かして、地域防災についての基本的姿勢を鮮明にし、区と区民等が一体となって防災に対処するため、昭和54年3月に墨田区地域防災基本条例を制定した。この条例では区の基本方針、区長の責務、区民・事業者等の責務及び防災の日等を明文化している。

4 墨田区地域防災計画

「墨田区地域防災計画」は、災害対策基本法に基づき墨田区防災会議が作成するもので、区民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とした総合的で基本的な計画である。

この計画では、区や防災関係諸機関が処理すべき防災に関する事務や業務の大綱のほか、災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関する事項を定めている。

計画の内容については、区防災会議において検討・修正を行い都知事に報告を行っている。

令和4年度は、東京都において約10年ぶりに「首都直下地震等による東京の被害想定」及び「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」の見直しを行い、新たな被害想定を公表したことから、そのうち最も大きな被害想定である「都心南部直下地震」の想定値を本区における被害想定として反映を行った。

令和5年度については、都が修正した「東京都地域防災計画震災編」を踏まえ、関連法令・関連計画等との整合性を図りながら、最新の防災情報を反映し、より具体性・実効性のある計画とし、修正を行った。

今後も東京都地域防災計画との整合性を図りつつ、計画の内容について、検討・修正を行っていく。

5 災害復興対策の取組

阪神・淡路大震災以降の新たな課題として、震災後の復興を円滑に進めるためには、あらかじめ復興期の対策を検討しておく必要性が指摘されていたため、区では、平成11年3月に「墨田区震災復興計画策定指針」を策定した。

その後、災害からの復興においては、行政の支援とあいまって地域住民の力を最大限に活用することが欠かせないことや、区民の「暮らしの復興」を総合的かつ計画的に推進することが重要であることから、東京都の復興方策等との連携を図りつつ、復興関係条例の策定や「墨田区震災復興計画策定指針」の再編に向けた検討を進めてきた。

これらの検討を踏まえ、平成16年6月に、災害復興対策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「墨田区災害復興基本条例」及び被災市街地の復興整備に関する事項を定める「墨田区被災市街地の復興整備に関する条例」を制定するとともに、これらの条例とあわせ「墨田区災害復興マニュアル」を同年8月に策定した。更に、平成20年1月には「墨田区災害復興支援組織設置要綱」を制定して、災害復興支援を行う専門家の事前登録を開始し、平成20年度以降、専門家との協働体制構築と併せて、災害復興対策の事前検討を行っている。また、東京都が令和6年度に「東京都震災復興マニュアル」を修正する予定である。今後この修正内容を「墨田区災害復興マニュアル」に反映するなど都や国の動向に注視しつつ、復興対策の充実を図っていく。

〔6〕 すみだ安全・安心メールの配信

集中豪雨や台風、地震などの自然災害に加え、思いもよらない事件や事故が全国各地で相次いでおり、区民等の生命・身体・財産などを脅かす自然災害や犯罪、事故などに備えるためには、迅速かつ正確な情報を区民等に伝達することが求められている。

区では、災害発生時には迅速な初動体制を築き、また、犯罪発生時には、区民等が犯罪等に巻き込まれることを防止することを目的として、スマートフォンや携帯電話、パソコンのメール機能を活用した、「すみだ安全・安心メール」の配信サービスを平成18年8月から開始した。このサービスは、あらかじめメールアドレスを登録した区民等に対して、区で収集、確認した防災・防犯・その他事故情報を配信している。

スマートフォンや携帯電話、パソコンへのメール配信は、区内外を問わず情報を伝達できること、一斉配信できること、また、通話とは異なり災害発生時においても発信規制を受けにくいことから、区民等への有効な情報伝達手段となっている。

令和6年7月1日現在、登録者は27,924人、令和5年度の配信情報は、防災情報が54件、防犯情報は220件、その他事故情報は55件となっている。令和5年度からは多言語(英語、中国語(繁体字、簡体字)、韓国語、やさしい日本語)での配信も開始し、今後も区民等への普及を推進していく。

〔7〕 緊急速報エリアメール・緊急速報メールの配信

携帯電話・スマートフォンの普及に合わせ、災害情報伝達手段の更なる充実・強化を図ることを目的として、平成25年2月から、「緊急速報メール」の配信サービスを開始した。このサービスは、利用登録の有無に関わらず、区エリア内の携帯電話・スマートフォンに対して、緊急地震速報や区の災害・避難情報を短時間で同報配信するものとなっている。

〔8〕 墨田区新型インフルエンザ等対策について

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)」が制定された。

特措法の制定に伴い、地方公共団体は新型インフルエンザ等が国内で発生し、国が「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行った場合、直ちに新型インフ

ルエンザ等対策本部を設置し、新型インフルエンザ等の対策を実施する責務を負っている。

そこで、区では、平成25年3月に「墨田区新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、新型インフルエンザ等の対策を的確かつ迅速に実施する体制を整備した。

また、特措法に基づき、区が新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策等を定めた「墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成26年9月に策定し、適宜、関係部署において訓練等を実施している。

9 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症が指定感染症と位置付けられたこと等を踏まえ、全庁的な対策、情報共有及び連携を図るため、令和2年1月30日、区長を本部長とする「墨田区新型コロナウイルス感染症に関する危機管理対策本部」を設置し、延べ20回の危機管理対策本部会議を開催した。

その後、令和2年4月8日に国による緊急事態宣言が発令されたため、「墨田区新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、延べ51回の対策本部会議を開催し、感染症法上の分類が2類から5類になったことに伴い、令和5年5月8日を以て対策本部会議を廃止した。

第2節 防災意識の高揚

1 墨田区防災の日

墨田区では、不意に襲ってくる大地震に備えるとともに、防災について考え、身の回りの総点検をする日として毎月1日（1月は17日）を「墨田区防災の日」と定め、区防災行政無線を活用して、区民の防災意識の高揚に努めている。

2 防災意識の啓発

地震等の災害から区民の安全を確保し、防災体制を整備・充実するためには、区民の自主自律的な自衛意識の高揚を図ることが必要である。

そこで、区は普段から災害に備えて、区民の防災意識の高揚を図るため次のような施策を実施している。

小冊子等の発行

防災に対する心構えや地震に対する備えを啓発するため、小冊子・パンフレット・ポスター等を作成している。

防災DVD等の貸出

正しい防災知識や防災意識を普及するため、町会・自治会等で行う訓練や座談会等に防災に関するDVD等の貸出を行っている。

起震車の運行

区民自らが過去に起こった地震を疑似体験することにより、自衛行動を習得し防災意識を深めるため、町会・自治会、学校、企業等において起震車「すみだぐらぐら号」による体験訓練を実施している。

防災フェア

毎年、9月1日の「防災の日」前後に防災フェアを実施し、区民の一層の防災思想の普及を図っている。

SNS等による情報発信

区公式フェイスブックや危機管理X（旧ツイッター）等SNSを用いてイベント情報や災害に対する注意喚起等を定期的に配信する。

第3節 地域防災の組織化

1 住民防災組織の育成

大地震等による災害から区民の生命・財産を守るためには、行政機関等の防災対策のみでは十分とはいえず、実際に被害に直面する区民の協力と助け合いが必要である。

住民防災組織は、区民の自発的組織として町会・自治会を母体に平常時の予防活動、有事の際の応急協力活動を目的として現在170組織が結成されている。

区では、自主的な住民防災組織の育成・強化を図るため、墨田区住民防災組織の育成等に関する条例に基づき、助言・指導・防災資器材の整備助成等を行っている。

2 区民消火隊の育成

区民消火隊は、住民防災組織の防火部に位置付けられ、災害時における初期消火・延焼拡大防止などを基本として地域の安全確保を担う組織である。現在、51隊が結成され、全隊に可搬式ポンプを配備している。

区では、区民消火隊に対して装備・訓練の助成等を行い、隊の強化・充実を図っている。

3 地域防災活動拠点会議

災害時には、住民防災組織を中心に初期防災活動が展開されるが、災害が広範囲に及んだ場合は一組織だけで対応するのは困難なので、他の組織との連携が必要である。そこで、日頃から各地域間相互の意思疎通を図り、横のつながりを密接なものとし、一町会・自治会の枠を超えた防災上の取組みが求められる。

このため、区は区内全域を延焼遮断帯等で分割した区画をつくり、各区画内の小・中学校等を拠点として、自主防災組織や学校、関係行政機関等からなる地域防災活動拠点会議を設置して、地域ぐるみによる防災活動体制の確立を図っている。

現在、すべての区立小・中学校地区等38か所で防災活動拠点会議が設置され、避難所の設置・運営等自主的に活動を展開している。

4 防災士資格取得助成による人材確保

日頃から地域防災活動に取り組んでいる区民を対象に、区の防災施策に積極的に携わり、行政と区民の架け橋としての役割を担う人材を確保することを目的として、日本防災士機構が認定する防災士資格の取得費用を区が助成する事業を平成30年度、令和2年度の2回にわたり実施した。また、令和6年度に女性や若者の防災士を増や

す目的で、同様の事業をすることとした。

また、防災士資格取得後は、「墨田区防災士ネットワーク協議会」に加入し、区と緊密な連携のもと、平常時は地域の防災訓練に派遣し、防災講話やHUG（避難所運営ゲーム）の指導等を行い、災害時は主に避難所運営を担う人材を育成していく。

5 消火器の地域配備

区は、地震火災及び平時火災の発生時において、区民や住民防災組織等による初期消火活動が迅速に行えるよう、区内全域の街頭に1,912本の消火器を設置し管理している。さらに町会・自治会等でも独自に街頭設置をしており、区と区民が協力して初期消火態勢の確立を図っている。

さらに、平成8年度から区内主要道路の歩道上に消火器の設置を進め、明治通り、浅草通り、清澄通り、蔵前橋通り、三ツ目通り、丸八通り、中居堀通り、水戸街道、京葉道路、墨111号（向島一丁目先から業平橋を通過して江東橋五丁目までの道路）に416本を設置している。

6 スタンドパイプの地域配備

初期消火体制の充実を図り、延焼火災等による被害を最小限に抑えることを目的に、道路上の消火栓に接続して使用するスタンドパイプセットを平成25年度及び平成26年度の2か年で区内全町会・自治会に配布し、以降は新規登録された町会・自治会へ配布している。

配布したスタンドパイプは、町会・自治会での防災訓練において活用され地域住民による初期消火能力の成熟を図っている。

住 民 防 災 組 織

(令和 6. 6. 1 現在)

番号	組 織 名	番号	組 織 名
1	両国一丁目町会防災本部	42	吾妻橋一丁目防災本部
2	両国二丁目町会防災部	43	吾妻橋二丁目防災隊
3	両国三丁目町会防災本部	44	吾妻橋三丁目防災隊
4	両国四丁目防災本部	45	錦糸一丁目町会防災本部
5	千歳一町会防災本部	46	アルカファイズ防災部
6	千歳中央町会防災本部	47	錦糸町アルカハビタ防災団
7	千歳三丁目町会防災本部	48	錦糸三和町会防災本部
8	緑一防災隊	49	太平一町会防災部
9	緑二防災隊	50	太平二丁目町会住民防災組織
10	緑三防災隊	51	太平三丁目町会防災組織
11	緑四丁目防災隊	52	太四町会防災協力団
12	立川一丁目町会防災本部	53	横一防災本部
13	立川二丁目防災本部	54	横二防災部
14	立川三丁目防災本部	55	横三防災隊
15	立川四丁目防災本部	56	横川四丁目防災隊
16	菊川一丁目防災本部	57	横五南部住民防災組織
17	菊川二丁目町会防災防火部	58	都営横五自治会防災本部
18	菊川三丁目町会防災本部	59	横川五丁目東部町会防災部
19	江一防災隊	60	横川五丁目北部町会防災部
20	江二町会防災部	61	業平一丁目防災本部
21	江東橋三丁目防災本部	62	業平橋住宅自衛消防隊
22	江東橋四丁目防災本部	63	業平二丁目南部防災本部
23	都営江東橋四丁目アパート自治会防災本部	64	業二町会防災隊
24	江東橋五丁目防災隊	65	業平三丁目町会防災本部
25	横網防災隊	66	業平三丁目住民防災本部
26	亀一防災隊	67	業平四丁目南部町会防災隊
27	亀二防災隊	68	業平四丁目町会防災本部
28	亀三防災隊	69	業平五丁目南住民防災隊
29	亀四防災隊	70	業平五丁目北部防災活動隊
30	石原一丁目防災隊	71	向一防災本部
31	石二町会防災部	72	向二睦町会防災本部
32	石三住民防災部	73	向島二・三町会防災団
33	石原四丁目町会防災本部	74	向島三丁目町会防災部
34	本所一丁目町会防災本部	75	向四南防災本部
35	本所二丁目防災本部	76	向四北防災団
36	本所三丁目防災本部	77	向島五丁目西町会防災部
37	本所四丁目防災本部	78	向五東防災団
38	東駒一防災部	79	小梅一防災本部
39	東駒形二丁目町会防災本部	80	小梅二防災隊
40	東駒形三丁目町会防災本部	81	小梅三防災団
41	駒四防災団	82	東向一中防災部

番号	組 織 名	番号	組 織 名
83	東 向 一 南 町 会 防 災 本 部	128	京 島 三 丁 目 東 町 会 防 災 本 部
84	曳 舟 中 町 会 住 民 防 災 協 力 隊	129	文 花 親 交 防 災 本 部
85	東 向 二 睦 防 災 協 力 会	130	文 花 団 地 防 災 組 織
86	東 向 二 丁 目 町 会 防 災 部	131	文 花 第 二 自 治 会 防 災 本 部
87	東 向 島 宮 元 防 災 団	132	文 花 宮 元 住 民 防 災 団
88	東 向 島 町 会 防 災 本 部	133	文 花 二 丁 目 町 会 防 災 本 部
89	東 向 六 第 一 防 災 本 部	134	宮 田 町 会 防 災 本 部
90	寺 六 中 央 総 合 防 災 本 部	135	八 広 防 災 部
91	東 向 島 親 交 町 会 防 災 部	136	長 浦 町 会 防 災 部
92	堤 通 一 丁 目 特 別 防 災 対 策 本 部	137	八 広 一 南 町 会 防 災 部
93	東 白 鬚 第 一 マンション自治会防災部	138	八 広 三 和 里 町 会 防 災 本 部
94	白 鬚 東 第 二 自 治 会 防 災 本 部	139	八 広 北 町 会 住 民 防 災 本 部
95	堤 通 二 丁 目 3 ・ 4 防 災 本 部	140	八 広 二 親 和 防 災 団
96	水 神 防 災 隊	141	八 広 二 丁 目 南 町 会 防 災 本 部
97	堤 通 自 治 会 防 災 隊	142	八 広 三 丁 目 防 災 組 織
98	梅 若 橋 防 災 隊	143	八 広 あ づ ま 町 会 防 災 本 部
99	白 鬚 東 第 一 自 治 会 防 災 本 部	144	都 営 八 広 五 丁 目 自 治 会 防 災 隊
100	コーシャハイム自治会防災部	145	八 広 西 八 町 会 住 民 防 災 本 部
101	寺 七 西 町 会 防 災 本 部	146	八 広 六 丁 目 西 町 会 防 災 本 部
102	墨 田 一 丁 目 第 2 アパート防災隊	147	八 広 六 丁 目 東 町 会 防 災 本 部
103	梅 若 西 防 災 隊	148	立 花 一 丁 目 町 会 防 災 隊
104	梅 若 防 災 本 部	149	立 花 平 成 町 会 防 災 本 部
105	玉 の 井 町 会 防 災 対 策 部	150	日 本 住 宅 公 司 立 花 一 丁 目 団 地 自 治 会 防 災 部
106	隅 田 西 町 会 防 災 本 部	151	都 営 立 花 六 棟 自 治 会 防 災 本 部
107	隅 田 中 睦 町 会 防 災 本 部	152	立 花 二 丁 目 町 会 防 災 団
108	墨 四 防 災 隊	153	立 花 二 仲 防 災 隊
109	隅 田 町 東 町 会 防 災 本 部	154	立 花 東 町 会 防 災 本 部
110	隅 田 中 央 防 災 本 部	155	立 花 南 町 会 防 災 対 策 本 部
111	墨 田 五 丁 目 鐘ヶ淵町会防災部	156	立 花 あ づ ま 町 会 防 災 本 部
112	押 上 一 丁 目 町 会 防 災 会	157	立 花 四 丁 目 町 会 防 災 対 策 本 部
113	押 一 仲 防 災 会	158	立 花 五 丁 目 防 災 団
114	中 之 郷 防 災 会	159	立 花 五 丁 目 東 防 災 本 部
115	押 上 二 丁 目 町 会 防 災 部	160	立 花 六 丁 目 町 会 防 災 対 策 本 部
116	押 上 南 町 会 住 民 防 災 本 部	161	立 花 六 丁 目 自 治 会 防 災 対 策 本 部
117	押 上 西 和 町 会 防 災 本 部	162	東 墨 田 一 ・ 二 丁 目 防 災 組 織
118	押 上 三 丁 目 伸 成 町 会 防 災 本 部	163	東 墨 田 三 丁 目 町 会 防 災 本 部
119	押 上 文 花 町 会 防 災 本 部	164	K V F 消 防 隊
120	京 一 旭 町 会 防 災 部	165	ブリリアタワー東京自主防災団
121	H E P S 防 災 隊	166	イーストコア曳舟自治会防災団
122	京 一 曳 舟 防 災 集 団	167	都 営 第 二 寺 島 アパート住 民 防 災 組 織 (休 隊 中)
123	京 島 二 丁 目 防 災 本 部	168	トミンハイム横川一丁目防 災 会
124	京 島 南 町 会 防 災 本 部	169	ソライエ災害対策本部
125	京 島 二 丁 目 協 和 町 会 防 災 本 部	170	シルバーピア4号棟防 災 本 部
126	京 三 北 防 災 本 部		
127	京 島 三 丁 目 中 央 町 会 防 災 本 部		

区民消防 小型ポンプ設置場所 (令和6.4.1現在)

番号	消火隊名	協力町会(代表)	小型ポンプ設置場所	消防	番号	消火隊名	協力町会(代表)	小型ポンプ設置場所
1	千歳三丁目	千歳三丁目	六間堀児童遊園	八広六丁目	28	八広六丁目	八玉寺	八広小學校
2	立川一丁目	立川一丁目	ラフ敷北詰	東向島五丁目	29	東向島五丁目	西井中央	こども児童遊園
3	両国一丁目	両国一丁目	千歳橋北詰	東向島六丁目	30	東向島六丁目	中央島	なつめ公園
4	緑一丁目	緑一丁目	二之橋北詰	東向島四丁目	31	東向島四丁目	東向島	第二寺島小學校
5	横濱一・二丁目	横濱一・二丁目	横網児童遊園	東向島六丁目	32	東向島六丁目	東向島	第三寺島小學校
6	亀沢一・二丁目	亀沢一・二丁目	亀沢のき児童遊園	東向島三丁目	33	東向島三丁目	東向島宮元	向島百花園
7	緑二丁目	緑二丁目	二つち児童遊園	東向島二丁目	34	東向島二丁目	東向島	すみだ生涯学習センター
8	亀沢四丁目	亀沢四丁目	亀沢のき児童遊園	東向島二丁目	35	東向島二丁目	東向島	あすなろ児童遊園
9	亀沢四丁目	亀沢四丁目	堅川中学校	東向島二丁目	36	東向島二丁目	中ふじ	すみだボランティアセンター
10	亀沢四丁目	亀沢四丁目	さの葉小學校	東向島二丁目	37	東向島二丁目	中ふじ	のき公園
11	石原二丁目	石原二丁目	二葉小學校	八広一丁目	38	八広一丁目	八広一丁目	南島中学校
12	石原三丁目	石原三丁目	石原三丁目防災管理用地	京島一丁目	39	京島一丁目	京島	曳舟さくら公園
13	石原四丁目	石原四丁目	錦糸中學校	京島三丁目	40	京島三丁目	京島	南から児童遊園
14	本所三丁目	本所三丁目	TOKYOシェアオフィス墨田区	立花五丁目	41	立花五丁目	立花五丁目	第三吾嬬小學校
15	本所四丁目	本所四丁目	本所三ツ目児童遊園	立花五丁目	42	立花五丁目	立花五丁目	吾嬬ボンプ場
16	東駒形三丁目	東駒形三丁目	本所川公園	立花五丁目	43	立花五丁目	立花五丁目	東原公園
17	東駒形四丁目	東駒形四丁目	横森橋台	立花五丁目	44	立花五丁目	立花五丁目	東原公園
18	東駒妻三丁目	東駒妻三丁目	森橋台	立花五丁目	45	立花五丁目	立花五丁目	東原公園
19	東駒妻三丁目	東駒妻三丁目	森橋台	立花五丁目	46	立花五丁目	立花五丁目	東原公園
20	向島一丁目	向島一丁目	梅田児童遊園	立花五丁目	47	立花五丁目	立花五丁目	東原公園
21	向島二丁目	向島二丁目	梅田児童遊園	立花五丁目	48	立花五丁目	立花五丁目	東原公園
22	向島二・三丁目	向島二・三丁目	梅田児童遊園	立花五丁目	49	立花五丁目	立花五丁目	東原公園
23	向島二・三丁目	向島二・三丁目	梅田児童遊園	立花五丁目	50	立花五丁目	立花五丁目	東原公園
24	向島四丁目	向島四丁目	睦田児童遊園	立花五丁目	51	立花五丁目	立花五丁目	東原公園
25	向島四丁目	向島四丁目	睦田児童遊園	立花五丁目		立花五丁目	立花五丁目	東原公園
26	向島四丁目	向島四丁目	睦田児童遊園	立花五丁目		立花五丁目	立花五丁目	東原公園
27	墨田四丁目	墨田四丁目	東二丁目児童遊園	立花五丁目		立花五丁目	立花五丁目	東原公園

第4節 防災情報通信網の整備

1 地域防災行政無線システム

災害発生時には有線の通信が途絶えることも予想され、地域内の区民の安全確保のため、区民に対して正確かつ迅速な情報提供が不可欠であり、あわせて区民が災害時における情報の混乱状態からくるパニックやデマに惑わされず冷静な行動をとるためにも情報通信網の整備が必要である。

そこで区は、地域の実情に合わせて行政相互間、行政と地域間における地域防災情報体制の確立を図るため、庁舎の5階に災害発生時の指令本部として防災センターを設置し、音声、文字、データ、映像等によるきめ細かな災害情報を収集・伝達できる機能をもった防災情報システムの設備によって、防災情報通信網の整備と充実化を図っている。総務省指導のもと、平成26年度から同根系防災行政無線のデジタル化を含む防災行政無線システムの再構築に着手し、令和2年度に完了した。

この防災情報システムは、

- 1 区内の小・中学校や公園等に拡声装置を77台
- 2 錦糸町駅前に文字表示板を2か所
- 3 住民防災組織の責任者（町会・自治会長宅等）に戸別受信機を149台
- 4 区の施設・警察署・消防署・医師会事務局等に地域無線機を197台
- 5 区内の全小・中学校・警察署・消防署等に無線ファクシミリを55台を設置している。1・2・3は防災センター無線基地局からの一方向放送、4・5は相互通信を行うものである。

また、災害発生時に現場からの状況等を報告するために、移動系無線機を34台、IP無線機を10台、通信専用スマートフォンを100セット運用しているほか、区ウェブサイト、区公式SNS等との連携を図り、情報伝達手段の多様化を図ることとしている。

なお、無線の運営は、昭和56年4月に開局し、毎月1回定期的に交信訓練を行って、災害時に十分対応できるよう通信業務の習熟に努めている。

2 防災行政無線確認サービス

小・中学校や公園等の拡声装置で放送した内容を聞き取れなかった場合の確認手段として、電話回線及び区のウェブサイト、安全、安心メールによる確認サービスを実施している。このサービスにより、防災情報の伝達向上を図って

いる。

専用ダイヤル 5608－6274（24時間対応）

③ 防災カメラの設置

災害発生時に現場の状況を把握するため、庁舎屋上、リバーサイド隅田（堤通 1 丁目）屋上、東京スカイツリー®（押上一丁目）の高さ260mの東西2か所に高所防災カメラを設置している。このカメラは、庁舎防災センターからの無線操作で、ほぼ区内全域の数キロメートル先の対象まで映像でとらえ、防災センター内の大型モニターに映し出すことができる。なお、東京スカイツリー®カメラの映像は、東京都、国土交通省、東京消防庁へも配信し、災害情報の共有化を図っている。

また、両国駅西口、錦糸町駅北口、錦糸町駅南口、おしなり公園東、おしなり公園西の駅前 5 か所に駅前防災カメラを設置し、災害時の帰宅困難者等、主要駅前の状況確認に活用している。

第5節 防災応急物資等の整備

1 備 蓄

災害発生時における被災者への応急救護態勢が迅速にとれるよう、備蓄倉庫あるいは指定避難所備蓄倉庫等に食糧、生活必需品、救急医薬品、資器材等を備蓄している。令和6年度、要配慮者用の食糧を備蓄することとした。また、区立公園等に防災貯水槽を設けている。

墨田区防災備蓄倉庫

(令和6.7.1現在)

名 称	所 在 地	面 積	建設 年度	摘 要
白 鬚 東 防 災 備 蓄 倉 庫	堤 通 2-7-13	126.00㎡	昭和57	都と寄託契約 13号棟2階
本 所 防 災 備 蓄 倉 庫	本 所 2-6-9	146.89	58	外手児童館併設
国 技 館 防 災 備 蓄 倉 庫	横 網 1-3-28	26.80	60	日本相撲協会と使用 契約
京 島 防 災 備 蓄 倉 庫	京 島 2-15-5	117.79	61	京島会館併設
東 向 島 防 災 備 蓄 倉 庫	東向島 4-8-12	51.00	62	東向島集会所併設
①京島三丁目コミュニティ住宅防災 備蓄倉庫 ②第7コミュニティ住宅防災備蓄倉庫 ③第8コミュニティ住宅防災備蓄倉庫	①京島 3-3-1 ②京島 3-3-6 ③京島 3-52-8	32.18	平成元	京島三丁目コミュニティ 住宅併設
庁 舎 内 防 災 備 蓄 倉 庫	吾妻橋 1-23-20	46.50	2	
横 川 防 災 備 蓄 倉 庫	横 川 5-9-1	54.00	7	横川コミュニティ会 館併設
業 平 防 災 備 蓄 倉 庫	業 平 3-2-5	33.00	10	防災待機職員住宅併設
国際ファッションセンタービル内 防 災 備 蓄 倉 庫	横 網 1-6-1	123.79	12	国際ファッションセ ンタービル併設
NTTドコモ墨田ビル内 防 災 備 蓄 倉 庫	横 網 1-9-2	77.00	18	㈱エヌ・ティ・ティ・ ドコモとの使用契約
太平四丁目防災備蓄倉庫	太 平 4-1-2	210.35	18	東京建物㈱と使用契約
イーストコア曳舟二番館 防 災 備 蓄 倉 庫	京 島 1-1-2	7.9	21	管理組合と使用契約
総合体育館防災備蓄倉庫	錦 糸 4-15-1	36.70	22	すみだスポーツサポー トPFI㈱と使用契約
スカイツリーウェストヤード ロータリー防災備蓄倉庫	押 上 1-1-2	220.12	24	東武鉄道㈱と使用契 約
本所地域プラザ防災備蓄倉庫	本 所 1-13-4	13.05	25	
ホンダカーズ東京押上店 防災備蓄倉庫	押 上 2-22-4	28.78	26	㈱東京ホンダホール ディングスと使用契約
京成押上ビル防災備蓄倉庫	押 上 1-10-3	30.72	27	京成電鉄㈱と使用契約

第10章 危機管理

名 称	所 在 地	面 積	建設 年度	摘 要
東武曳舟駅防災備蓄倉庫	東向島 2-26	9.42	令和元	東武鉄道㈱と使用契約
八広防災備蓄倉庫	八 広 6-35-1	69.95	元	すみだ土木事務所併設
情報経営イノベーション専門 職大学防災備蓄倉庫	文 花 1-18-13	35.86	元	学校法人電子学園と 使用契約
アパホテル防災備蓄倉庫	横 網 1-11-10	71.04	2	アパホテル㈱と使用 契約
両国リバーセンター防災備蓄倉庫	横 網 1-2-13	60.23	2	ヒューリック㈱と使 用契約
関東マツダ墨田店防災備蓄倉庫	立 花 5-1-8	20.56	2	㈱関東マツダと使用 契約
旧向島中学校	東向島 4-18-9	16.50	平成11	
旧隅田小学校	墨田 4-6-5	37.13	平成5	
千葉大学防災備蓄倉庫	文花 1-19-1	87.03	令和4	
ヒューリック錦糸町コラボツ リ-防災備蓄倉庫	錦糸 4-17-1	33.78	令和5	

指定避難所備蓄倉庫等

(令和6.7.1現在)

名 称	面 積	開設 年度	名 称	面 積	開設 年度
柳 島 小 学 校	61.60㎡	平成3	中 和 小 学 校	46.82	平成9
第三吾嬬小学校	62.78	〃	菊 川 小 学 校	60.00	〃
立花幼稚園外	49.37	4	文 花 中 学 校	61.95	〃
錦糸小学校	62.34	〃	両 国 小 学 校	22.00	10
業平小学校	60.00	〃	寺 島 中 学 校	34.40	11
立花吾嬬の森小学校	63.94	5	押 上 小 学 校	64.40	13
曳舟小学校	62.78	〃	隅 田 小 学 校	31.87	18
横川小学校	25.15	6	両 国 中 学 校	31.06	〃
八広小学校	31.39	〃	梅 若 小 学 校	35.13	19
第三寺島小学校	39.48	〃	桜 堤 中 学 校	120.91	25
第二寺島小学校	62.78	7	八広地域プラザ	99.50	〃
第四吾嬬小学校	56.44	〃	第一寺島小学校	24.90	〃
外手小学校	23.34	8	木下川吾亦紅	52.20	28
二葉小学校	63.38	〃	吾嬬第二中学校	67.04	29
言問小学校	19.16	〃	吾嬬立花中学校	68.00	令和元
小梅小学校	60.37	〃	中 川 小 学 校	13.00	〃
東吾嬬小学校	25.38	〃	緑 小 学 校	67.50	〃
本所中学校	31.98	〃	墨 田 中 学 校	32.71	〃
竪川中学校	17.16	〃	総 合 運 動 場	100.03	〃
錦糸中学校	61.60	〃			

東京都備蓄分備蓄倉庫

(令和 6. 4. 1 現在)

名 称	所在地	建設年度	摘 要
白 鬚 東 備 蓄 倉 庫	堤 通 2－7－13	昭和57	13号棟 3 階以上
NTTドコモ墨田ビル内防災備蓄倉庫	横 網 1－9－2	平成18	㈱エヌ・ティ・ティドコモと使用契約
太平四丁目防災備蓄倉庫	太 平 4－1－2	18	東京建物㈱と使用契約
アパホテル防災備蓄倉庫	横 網 1－11－10	令和 2	アパホテル㈱と使用契約

防災貯水槽

(令和 6. 4. 1 現在)

番号	名 称	所 在 地	規 模 (t)	設置年度	摘 要
1	日 進 公 園	亀 沢 3－24－3	50	昭和46	
2	な つ め 公 園	東向島 6－40－2	50	46	
3	墨 田 児 童 会 館	墨 田 2－30－15	50	46	
4	あじさい児童遊園	東墨田 3－12－10	50	47	
5	すみだボランティアセンター	東向島 2－17－14	50	47	
6	か つ ら 児 童 遊 園	墨 田 3－36－13	50	48	
7	堤 通 公 園	堤 通 1－8－1	100	48	
8	錦 糸 堀 公 園	江東橋 4－17－1	50	48	
9	旧すみだ健康ハウス	東墨田 1－2－6	50	49	
10	文 花 公 園	文 花 1－27－5	100	50	
11	東 向 島 児 童 館	東向島 6－6－12	40	50	
12	とちのき児童遊園	緑 2－8－12	50	50	
13	ひきふね保育園	八 広 1－1－18	50	50	
14	立川第二児童遊園	立 川 3－15－6	40	51	
15	押上第一児童遊園	押 上 3－48－1	40	51	
16	京 島 西 公 園	京 島 1－22－3	50	51	
17	東 向 島 ふ じ 公 園	東向島 2－46－7	50	51	
18	曳 舟 さ く ら 公 園	京 島 1－40－1	100	52	
19	本四三ツ目児童遊園	本 所 4－1－4	40	52	
20	請 地 児 童 遊 園	向 島 4－12－11	20	53	
21	八 広 中 央 公 園	八 広 3－13－19	40	53	
22	梅 若 保 育 園	墨 田 2－38－13	40	53	
23	たちばな仲よし公園	立 花 5－19－2	100	53	
24	東 あ ず ま 公 園	立 花 2－32－12	100	53	南側
25	東 あ ず ま 公 園	立 花 2－32－12	100	53	北側
26	千 歳 公 園	千 歳 2－2－1	100	53	

番号	名 称	所 在 地	規 模 (t)	設置年度	摘 要
27	墨田二丁目児童遊園	墨 田 2-42-4	40	54	
28	曳舟西ビューハイツ	京 島 1-39-1	40	55	
29	曳舟東ビューハイツ	京 島 1-45-1	40	55	
30	六 軒 児 童 遊 園	立 花 3-18-12	40	55	
31	寺 島 保 育 園	東向島 1-23-10	40	55	
32	舟 原 公 園	八 広 2-43-16	100	55	
33	亀沢第一児童遊園	亀 沢 2-13-7	40	56	
34	隅田第二児童遊園	墨 田 4-8-14	40	56	
35	都営立花四丁目団地	立 花 4-30-1	40	56	
36	東駒形コミュニティ会館	東駒形 4-14-1	40	57	
37	墨田第三児童遊園	墨 田 2-17-6	40	57	
38	ごあずま児童遊園	八 広 4-36-24	40	57	
39	立花第一児童遊園	立 花 4-9-6	40	57	
40	隅田東児童遊園	墨 田 4-52-12	40	58	
41	押上第二児童遊園	押 上 3-57-3	40	59	
42	八広六西児童遊園	八 広 6-13-1	40	60	
43	墨田第六児童遊園	墨 田 2-20-15	40	60	
44	みわさと公園	八 広 1-38-13	40	60	
45	隅田東第二児童遊園	墨 田 4-34-20	40	61	
46	八広あずま公園	八 広 4-19-14	40	62	
47	露伴児童遊園	東向島 1-7-11	100	63	
48	小梅児童遊園	向 島 1-33-3	100	平成元	
49	さ つ き 公 園	東向島 6-19-12	60	2	
50	きねがわ公園	東墨田 2-25-8	100	3	
51	竪川親水公園	江東橋 2-1 先	80	6	
52	菊 川 駐 輪 場	菊 川 3-6-14	100	6	
53	みどりコミュニティセンター	緑 3-7-3	100	7	
54	業平職員住宅	業 平 3-2-5	100	10	
55	すみだ清掃事業所	業 平 5-6-2	63	12	
56	八広認定子ども園	八 広 3-7-5	40	26	
計		56か所	3,263		

災害対策用ろ過機配置場所一覧表

(令和 6. 4. 1 現在)

番号	配 備 場 所	所 在 地	番号	配 備 場 所	所 在 地
1	緑 小 学 校	緑 2-12-12	38	旧 向 島 中 学 校	東向島 4-18-9
2	外 手 小 学 校	本 所 2-1-16	39	旧 向 島 中 学 校	東向島 4-18-9
3	二 葉 小 学 校	石 原 2-1-5	40	旧 向 島 中 学 校	東向島 4-18-9
4	錦 糸 小 学 校	錦 糸 1-9-12	41	旧 向 島 中 学 校	東向島 4-18-9
5	中 和 小 学 校	菊 川 1-18-10	42	吾 嬬 立 花 中 学 校	立 花 5-48-2
6	言 問 小 学 校	向 島 5-40-14	43	桜 堤 中 学 校	堤 通 2-19-1
7	小 梅 小 学 校	向 島 2-4-10	44	両 国 屋 内 プール	横 網 1-8-1
8	柳 島 小 学 校	横 川 5-2-30	45	菊 川 地 下 駐 輪 場	菊 川 3-6-10
9	業 平 小 学 校	業 平 2-4-8	46	庁 舎 内 防 災 備 蓄 倉 庫	吾妻橋 1-23-20
10	両 国 小 学 校	両 国 4-26-6	47	文 花 出 張 所	文 花 1-32-1-102
11	横 川 小 学 校	東 駒 形 4-18-4	48	社 会 福 祉 会 館	東 墨 田 2-7-1
12	菊 川 小 学 校	立 川 4-12-15	49	東 駒 形 コミュニティ会館	東 駒 形 4-14-1
13	立 花 吾 嬬 の 森 小 学 校	立 花 1-18-6	50	墨 田 児 童 館	墨 田 2-30-15
14	押 上 小 学 校	押 上 3-46-17	51	八 広 児 童 館	八 広 2-38-14
15	第 三 吾 嬬 小 学 校	八 広 2-36-3	52	東 向 島 児 童 館	東 向 島 6-6-12
16	第 四 吾 嬬 小 学 校	京 島 3-64-9	53	中 川 児 童 館	立 花 5-18-9
17	第 一 寺 島 小 学 校	東 向 島 1-16-2	54	立 川 保 育 園	立 川 1-5-2
18	第 二 寺 島 小 学 校	東 向 島 4-30-2	55	八 広 認 定 こ ど も 園	八 広 3-7-5
19	第 三 寺 島 小 学 校	東 向 島 6-8-1	56	梅 若 保 育 園	墨 田 2-38-13
20	隅 田 小 学 校	墨 田 4-6-5	57	寺 島 集 会 所	東 向 島 1-23-10
21	曳 舟 小 学 校	京 島 1-28-2	58	文 花 公 園	文 花 1-27-5
22	八 広 小 学 校	八 広 5-12-15	59	墨 田 区 総 合 体 育 館	錦 糸 4-15-1
23	梅 若 小 学 校	墨 田 2-25-1	60	ボランティアセンター	東 向 島 2-17-14
24	中 川 小 学 校	立 花 5-49-4	61	福 祉 保 健 セ ン ター	向 島 3-36-7
25	東 吾 嬬 小 学 校	立 花 4-22-11	62	みどりコミュニティセンター	緑 3-7-3
26	墨 田 中 学 校	向 島 4-25-22	63	千 歳 集 会 場	千 歳 2-2-5
27	本 所 中 学 校	東 駒 形 3-1-10	64	江 東 橋 集 会 所	江 東 橋 5-16-15
28	堅 川 中 学 校	亀 沢 4-11-15	65	国 技 館 内 防 災 備 蓄 倉 庫	横 網 1-3-28
29	錦 糸 中 学 校	石 原 4-33-14	66	東 向 島 防 災 備 蓄 倉 庫	東 向 島 4-8-12
30	吾 嬬 第 二 中 学 校	八 広 4-4-4	67	横 川 防 災 備 蓄 倉 庫	横 川 5-9-1
31	文 花 中 学 校	文 花 1-22-7	68	業 平 防 災 備 蓄 倉 庫	業 平 3-2-5
32	寺 島 中 学 校	八 広 1-17-15	69	す み だ 清 掃 事 務 所	業 平 5-6-2
33	旧 向 島 中 学 校	東 向 島 4-18-9	70	東 京 清 風 園	立 花 1-25-12
34	旧 向 島 中 学 校	東 向 島 4-18-9	71	八 広 地 域 プ ラ ザ	八 広 4-35-17
35	旧 向 島 中 学 校	東 向 島 4-18-9	72	白 鬚 東 防 災 備 蓄 倉 庫	堤 通 2-7-13
36	旧 向 島 中 学 校	東 向 島 4-18-9			
37	旧 向 島 中 学 校	東 向 島 4-18-9			
合 計			72 台		

防災備蓄物資一覧 [総括表]

令和 6. 4. 1 現在

品名	総数	防災備蓄倉庫 (28ヶ所)	小・中学校等 (39ヶ所)	備考
応急食糧品等	ライスクッキー	110,928食	38,016食	1箱48包
	クラッカー	114,450食	34,090食	1箱70包
	アルファ米 (わかめご飯)	112,200食	39,250食	1箱50袋
	雑炊 (サバイバルフーズ)	20,000食	0食	1箱6缶入 (1缶10食)
	おかゆ	11,400食	0食	1箱50袋入、1袋230g、食物アレルギー物質特定原材料等28品目不使用
	粉ミルク	276箱	124箱	1箱16袋 (1袋27g)
	アレルギー用ミルク	468箱	164箱	1箱7、25g×12本
	飲料水 (炊き出し用)	17,314本	5,752本	ペットボトル1.5L
	飲料水加熱キット (炊き出し用)	2,155組	725組	飲料水 (炊き出し用) と併せて使用
	飲料水 (粉ミルク用)	1,632本	1,632本	ペットボトル1.5L
	飲料水加熱キット (粉ミルク用)	383組	383組	飲料水 (粉ミルク用) と併せて使用
	飲料水 (飲用)	9,072本	3,456本	ペットボトル1.5L
	飲料水 (飲用・小)	6,048本	6,048本	1箱24本入 500ml
	哺乳瓶	16,032本	7,680本	相模ゴム工業 (株) 製 chu-bo!
生活必需品	紙おむつ (大人用/M-Lサイズ)	15,198枚	6,630枚	1袋34枚
	紙おむつ (大人用/L-Lサイズ)	7,290枚	7,290枚	1袋30枚
	紙おむつ (乳幼児用/Sサイズ)	19,680枚	10,332枚	1袋82枚/テープタイプ
	紙おむつ (乳幼児用/Mサイズ)	23,548枚	10,324枚	1袋58枚/パンツタイプ
	紙おむつ (乳幼児用/Lサイズ)	5,940枚	924枚	1袋44枚/パンツタイプ
	コップ	153,200個	68,320個	84,880個
	割り箸	154,000膳	34,000膳	120,000膳
	どんぶり (スチロール)	153,720個	33,000個	120,720個
	石鹸	5,400個	720個	4,680個
	ハンドソープ	120個	6個	114個
	ごみ収集袋	45,000枚	9,900枚	35,100枚
	ローソク	6,817本	571本	6,246本
				1本2L、空容器 (350ml) 12本 1箱300枚入 (10枚×30袋)

品名	総数量	防災備蓄倉庫 (28ヶ所)	小・中学校等 (39ヶ所)	備考
毛布	27,520枚	13,810枚	13,710枚	真空パック包装
簡易毛布	5,530枚	5,530枚	0枚	
アルミマット	1,500枚	1,500枚	0枚	
エアーマット	4,228枚	1,108枚	3,120枚	
両手鍋	752個	128個	624個	22cm、2.75L
卓上コンロ	749台	125台	624台	カセットガス3本付
ビニールシート	9,600枚	2,440枚	7,160枚	3.6×5.4
炊飯袋	306,000枚	111,000枚	195,000枚	
輪ゴム	850箱	460箱	390箱	炊飯袋用
トイレットペーパー	13,320個	7,976個	5,344個	A:1箱96個、B:1箱12個
生理用品(昼用)	49,504枚	20,384枚	29,120枚	
生理用品(夜用)	16,354枚	7,294枚	9,060枚	
肌着(紳士用)	3,000組	3,000組	0組	
肌着(婦人用)	4,000組	4,000組	0組	
肌着(男児用)	1,500組	1,500組	0組	
肌着(女児用)	1,500組	1,500組	0組	
肌着(新生児用)	1,000着	1,000着	0着	サイズ50～60、サイズ80 各々500着
使い捨てパンツ(男性用)	16,560枚	9,540枚	0枚	プリーツ型 Mサイズ Lサイズ
使い捨てパンツ(女性用)	16,560枚	9,540枚	7,020枚	シヨーツ型 Mサイズ Lサイズ
安全キャンドル	130個	130個	7,020個	
タオル	5,400枚	1,500枚	0枚	
ビニール袋(黒)	6,000枚	4,200枚	3,900枚	
タオルケット	850枚	850枚	1,800枚	旧ごみ袋
ビニールござ	480枚	50枚	0枚	
手指消毒剤	780本	20本	430本	1箱10本(1本1L)
アルコール消毒剤	400本	20本	760本	1本500ml
ハイター	40本	2本	380本	1本1500ml
ラップ	2,520本	180本	38本	1箱30本
多目的衛生シート	9,900個	2,100個	2,340個	1個10枚入り
救護用品セット	50個	11個	7,800個	区施設等11個
担架	114台	36台	78台	
袋付き簡易担架	670枚	180枚	490枚	遺体収容兼用

品名	総数	防災備蓄倉庫 (28ヶ所)	小・中学校等 (39ヶ所)	備考
簡易ベッド	282台	75台	207台	
多目的簡易ベッド(リクライニング式)	40台	40台	0台	
エアーマット	62台	62台	0台	
ダンボールベッド	400台	400台	0台	
車椅子	154台	37台	117台	アルミ製ノーパンク式
杖	223本	28本	195本	アルミ製伸縮式
障害者用物資保管ケース	50個	11個	39個	内訳については『要援護者(障害者用)対策物資一覧』参照
口腔ケア用品	29,520個	2,160個	27,360個	歯磨きペーパー/1箱120個
使い捨てスプーン	9,000本	1,200本	7,800本	1セット100本入
拡大ルーペ	225本	225本	0本	
ストーママ器具(人工肛門)	700枚	310枚	390枚	各校分は障害者用物資保管ケース内に保管
ストーママ器具(人工膀胱)	500枚	110枚	390枚	各校分は障害者用物資保管ケース内に保管
おしりふき	3,043個	1,143個	1,900個	
吸入器	28台	28台	0台	
補聴器	70台	70台	0台	
マスク	22,120枚	2,720枚	19,400枚	210枚(30枚×7箱)300枚(50枚×6箱)
リハビリパンツ(M-Lサイズ)	11,330枚	5,390枚	5,940枚	1袋22枚
リハビリパンツ(L-Lサイズ)	23,662枚	6,262枚	17,400枚	1袋20枚
尿とりパッド	45,180枚	27,780枚	17,400枚	1袋30枚
パンティライナー	23,072枚	5,880枚	17,192枚	1袋56枚
ろ過機	72台	12台	38台	区施設等22台含む
可搬型C級ポンプ	2台	1台	1台	
可搬型D級ポンプ	1台	0台	1台	
車載式給水架台セット	2台	2台	0台	折り畳み式、1t用
給水タンク(350L)	10台	10台	0台	
給水タンク(0.5t)	2台	2台	0台	
給水タンク(1t)	6台	6台	0台	
給水タンク(1t折り畳み)	52台	13台	39台	
飲料水袋	17,800枚	2,200枚	15,600枚	防災備蓄倉庫4L用、小・中学校

品名	総数量	防災備蓄倉庫 (28ヶ所)	小・中学校等 (39ヶ所)	備考
飲料水袋 (コック付き) ポリタンク	13,200枚 109個	13,200枚 31個	0枚 78個	10L用
応急給水資器材及び消火資器材	50台	8台	41台	水道局貸与品、防災備蓄倉庫外に文化公園に1台有
排便収納袋 (スケットイレ)	292,000枚	233,500枚	58,500枚	1箱100枚入
災害用簡易トイレ	1,128組	343組	785組	簡易組立便座
移動式トイレ (S型)	163台	91台	72台	和式
移動式トイレ (W型)	44台	11台	33台	洋式
移動式トイレ (H型)	44台	11台	33台	洋式 (車椅子対応型)
移動式トイレ (小便器)	88台	22台	66台	男性用
マンホール対応型トイレ (敷地外用/和式)	46組	8組	38組	ソーラーライト・防犯ブザー付
マンホール対応型トイレ (敷地外用/洋式)	46組	7組	39組	ソーラーライト・防犯ブザー付
マンホール対応型トイレ (敷地外用/車椅子対応型)	46組	8組	38組	ソーラーライト・防犯ブザー付
マンホール対応型トイレ (敷地内用/和式)	51組	2組	49組	き、蓋開け工具1本入り
マンホール対応型トイレ (敷地内用/洋式)	136組	2組	134組	き、蓋開け工具1本入り
マンホール対応型トイレ (敷地内用/洋式 (女性用))	41組	2組	39組	き、蓋開け工具1本入り
マンホール対応型トイレ (敷地内用/車椅子対応型)	39組	1組	38組	き、蓋開け工具1本入り
自動ラップ式トイレセット	43組	10組	33組	消耗品 550回分付、手すり・個室付
発電機 (400W)	45台	4台	41台	
発電機 (550W)	98台	4台	94台	
発電機 (800W)	2台	2台	0台	
発電機 (900W)	107台	16台	91台	防災備蓄倉庫分は炊飯器に付属
発電機 (1,200W)	9台	9台	0台	
発電機 (1,500W)	42台	3台	39台	

排便用品

品名	総数	防災備蓄倉庫 (28ヶ所)	小・中学校等 (39ヶ所)	備考
発電機 (2,800W)	3台	3台	0台	
発電機 (4,500W)	1台	0台	1台	
カセットガス発電機	44台	2台	42台	1台あたりカセットボンベ12本付き
ガソリン・カセットボンベ併用式発電機	15台	5台	10台	1台あたりカセットボンベ12本付き
災害時特設公衆電話	210台	20台	190台	NTT所有
投光機	212台	56台	156台	
投光機 (ハロゲン)	110台	32台	78台	300W×2灯スタンド付
バルーン投光機	5台	5台	0台	
フォグジュスター	4台	4台	0台	
遠赤外線暖房機	4台	4台	0台	
LEDライト	30個	30個	0個	
LEDパイプライト	10本	10本	0本	
コードリール	341巻	223巻	118巻	学校には各1台ずつ屋外用有
トランシーバー	20台	20台	0台	
ハンズ型メガホン	110台	30台	80台	
ハンズフリー拡声器	10台	10台	0台	
ヘッドライト	82台	6台	76台	乾電池付
電池式LEDランタン	756個	54個	702個	乾電池付
ガソリン缶	328缶	24缶	304缶	1箱4缶/1缶10
灯油缶	1,312缶	96缶	1,216缶	1箱8缶/1缶10
燃料タンク	205缶	126缶	79缶	10L用
炊飯器	10台	10台	0台	
組立式煮炊きレンジ	109台	34台	75台	鍋・バーナー・燃料タンク (3ヶ所)
リアカー	5台	5台	0台	
リアカー (折り畳み式)	57台	18台	39台	アルミ製
アルミニウム台車	45台	6台	39台	
台車	52台	13台	39台	
救命胴衣	24着	24着	0着	ボート用
軍手	4,200双	300双	3,900双	滑り止め付
石油ストーブ	288台	73台	215台	224台は平成21年3月購入
大型扇風機	84台	6台	78台	工場扇

品名	総数量	防災備蓄倉庫 (28ヶ所)	小・中学校等 (39ヶ所)	備考
防災伝言シート	2箱	2箱	0箱	
折りたたみ自転車	5台	5台	0台	
折りたたみ式テント	168張	12張	156張	更衣室・授乳室用
テント(2.7×3.6m)	5張	5張	0張	
テント(3.6×5.4m)	45張	6張	39張	
テント(5.4×5.4m)	2張	2張	0張	
屋内型避難所用テント	2,660張	1,100張	1,560張	1箱4張
事務用品一式	45式	7式	38式	
救出救助工具一式	51組	12組	39組	42組は平成21年3月購入
感染症対策物資	47組	8組	39組	

第6節 避難・救護対策

1 避難場所

大地震時の火災発生とそれに伴う延焼火災などにより区民が避難を要する事態を想定し、東京都は、23区の区域内に221か所の避難場所を指定している。

墨田区民に指定された避難場所は、猿江恩賜公園一帯、白鬚東地区、都営文花一丁目住宅一帯、両国地区、荒川・四ツ木橋緑地、墨田区役所・隅田公園広場一帯、錦糸公園、立花一丁目団地一帯、曳舟駅周辺一帯、JT周辺一帯の合計10か所となっている。

2 地区内残留地区

地区内残留地区は、地域の不燃化が進んでいるため、万が一火災が発生しても地区内に大規模な延焼火災の恐れがなく、広域的な避難を要しない区域で、東京都が避難場所と併せて指定している。

令和4年7月の改定により、23区域内では40地区が指定されており、墨田区内では錦糸町地区（江東橋1～4丁目及び錦糸1～4丁目）が指定されている。

3 防災広場

防災広場を2か所造成しており、災害時においては、地域住民による防災活動の拠点及び密集市街地における火災の拡大防止のための広場として活用するとともに、平常時においては、防災訓練用地、区民の集う広場、子供の遊び場等、コミュニティの場として地域住民に開放している。防災対策上重要な意義をもつ防災空地については、今後も積極的に確保と増設に努めることとしている。

4 要配慮者支援

高齢者や障害者などの災害時における要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動が取れるようにするため、地域住民や防災組織による協力、連携の態勢を平常時から確立することが必要である。

区では、阪神・淡路大震災を教訓として以下の対応を講じ、令和5年度には福祉避難所の設営に係る対策を進める等、要配慮者に対する支援の強化を図っている。

- 1 災対要配慮者救護部の設置
- 2 要配慮者用パンフレットの配布

- 3 家具の転倒防止器具・ガラス飛散防止フィルムの取り付け
- 4 要配慮者サポート隊の編成
- 5 備蓄物資の充実
- 6 福祉避難所の選定
- 7 要配慮者避難支援プランの策定
- 8 要配慮者情報の共有化

5 帰宅困難者対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、首都圏において、多くの鉄道が運行を停止するとともに、道路において大規模な渋滞が発生し、交通機関の運行にも支障が生じた。

その結果、震災発生時刻が平日の日中であったことも相まって、通勤・通学等している人々の帰宅手段が閉ざされ、首都圏において約515万人に及ぶ帰宅困難者が発生した。

また、輻輳により携帯電話のほとんどが不通となり、安否確認が行えないなど、多くの課題が残った。

このことを受けて、東京都では平成24年3月に「東京都帰宅困難者対策条例」を制定し、帰宅困難者に関する課題を解決するために、行政が対策を実施していく「公助」だけではなく、個人や企業による自主的な取組「自助」「共助」も含め、社会全体で対策を進めている。

具体的な対策としては、

- 1 一斉帰宅の抑制（従業員はむやみに移動を開始しない）
- 2 施設内待機のための備蓄の確保
- 3 備蓄の10%ルール等、共助の推進
- 4 施設の安全確保
- 5 安否確認・情報収集手段の確保
- 6 混乱収拾後の帰宅のルール
- 7 上記等に関する事業所防災計画等の作成と訓練による検証

東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、区においても、約6万1千人の帰宅困難者が発生すると推計されており、防災地図やメール配信等の情報提供により、東京都と連携して対策に取り組んでいる。行政、企業、地域住民がより具体的な対策について検討する場として、平成27年度に押上駅前滞留者対策協議会を設立し、発災時における行動ルール等、帰宅困難者対策を検討している。今後も、区内主要駅の協議会設立に努めていく。

震災時火災における避難場所及び地区割当

番号	避難場所名称	所在地	区域面積 (㎡)	避難有効面積 (㎡)	地区割当		避難計画人口 (人)	一人当たり避難有効面積 (㎡/人)	最遠距離 (k.m)
					区	町丁	町丁数		
36	猿江恩賜公園一帯	江東区猿江、住吉、毛利	185,322	113,675	墨田区	菊川三丁目、江東橋五丁目及び立川四丁目	3	2.37	1.0
					江東区	大島一丁目、大島二丁目、亀戸一丁目、猿江一丁目、猿江二丁目、住吉一丁目、住吉二丁目、毛利一丁目及び毛利二丁目	9		
122	白鬚東地区	墨田区堤通	252,938	163,949	墨田区	墨田一丁目、墨田二丁目、墨田三丁目、墨田五丁目、墨田六丁目、墨田七丁目、墨田八丁目、墨田九丁目、墨田十丁目、墨田十一丁目、墨田十二丁目、墨田十三丁目、墨田十四丁目、墨田十五丁目、墨田十六丁目、墨田十七丁目、墨田十八丁目、墨田十九丁目、墨田二十丁目、墨田二十一丁目、墨田二十二丁目、墨田二十三丁目、墨田二十四丁目、墨田二十五丁目、墨田二十六丁目、墨田二十七丁目、墨田二十八丁目、墨田二十九丁目、墨田三十丁目、墨田三十一丁目、墨田三十二丁目、墨田三十三丁目、墨田三十四丁目、墨田三十五丁目、墨田三十六丁目、墨田三十七丁目、墨田三十八丁目、墨田三十九丁目、墨田四十丁目、墨田四十一丁目、墨田四十二丁目、墨田四十三丁目、墨田四十四丁目、墨田四十五丁目、墨田四十六丁目、墨田四十七丁目、墨田四十八丁目、墨田四十九丁目、墨田五十丁目、墨田五十一丁目、墨田五十二丁目、墨田五十三丁目、墨田五十四丁目、墨田五十五丁目、墨田五十六丁目、墨田五十七丁目、墨田五十八丁目、墨田五十九丁目、墨田六十丁目、墨田六十一丁目、墨田六十二丁目、墨田六十三丁目、墨田六十四丁目、墨田六十五丁目、墨田六十六丁目、墨田六十七丁目、墨田六十八丁目、墨田六十九丁目、墨田七十丁目、墨田七十一丁目、墨田七十二丁目、墨田七十三丁目、墨田七十四丁目、墨田七十五丁目、墨田七十六丁目、墨田七十七丁目、墨田七十八丁目、墨田七十九丁目、墨田八十丁目、墨田八十一丁目、墨田八十二丁目、墨田八十三丁目、墨田八十四丁目、墨田八十五丁目、墨田八十六丁目、墨田八十七丁目、墨田八十八丁目、墨田八十九丁目、墨田九十丁目、墨田九十一丁目、墨田九十二丁目、墨田九十三丁目、墨田九十四丁目、墨田九十五丁目、墨田九十六丁目、墨田九十七丁目、墨田九十八丁目、墨田九十九丁目、墨田一百丁目	12	4.97	1.1
123	都営文花一丁目住宅一帯	墨田区文花	128,877	70,630	墨田区	押上一丁目、押上二丁目、押上三丁目、京島一丁目、京島二丁目、京島三丁目、文花一丁目、文花二丁目及び文花三丁目	9	2.96	0.9
140	両国地区	墨田区横網	190,766	90,540	墨田区	石原一丁目、石原二丁目、石原三丁目、石原四丁目、石原五丁目、石原六丁目、石原七丁目、石原八丁目、石原九丁目、石原十丁目、石原十一丁目、石原十二丁目、石原十三丁目、石原十四丁目、石原十五丁目、石原十六丁目、石原十七丁目、石原十八丁目、石原十九丁目、石原二十丁目、石原二十一丁目、石原二十二丁目、石原二十三丁目、石原二十四丁目、石原二十五丁目、石原二十六丁目、石原二十七丁目、石原二十八丁目、石原二十九丁目、石原三十丁目、石原三十一丁目、石原三十二丁目、石原三十三丁目、石原三十四丁目、石原三十五丁目、石原三十六丁目、石原三十七丁目、石原三十八丁目、石原三十九丁目、石原四十丁目、石原四十一丁目、石原四十二丁目、石原四十三丁目、石原四十四丁目、石原四十五丁目、石原四十六丁目、石原四十七丁目、石原四十八丁目、石原四十九丁目、石原五十丁目、石原五十一丁目、石原五十二丁目、石原五十三丁目、石原五十四丁目、石原五十五丁目、石原五十六丁目、石原五十七丁目、石原五十八丁目、石原五十九丁目、石原六十丁目、石原六十一丁目、石原六十二丁目、石原六十三丁目、石原六十四丁目、石原六十五丁目、石原六十六丁目、石原六十七丁目、石原六十八丁目、石原六十九丁目、石原七十丁目、石原七十一丁目、石原七十二丁目、石原七十三丁目、石原七十四丁目、石原七十五丁目、石原七十六丁目、石原七十七丁目、石原七十八丁目、石原七十九丁目、石原八十丁目、石原八十一丁目、石原八十二丁目、石原八十三丁目、石原八十四丁目、石原八十五丁目、石原八十六丁目、石原八十七丁目、石原八十八丁目、石原八十九丁目、石原九十丁目、石原九十一丁目、石原九十二丁目、石原九十三丁目、石原九十四丁目、石原九十五丁目、石原九十六丁目、石原九十七丁目、石原九十八丁目、石原九十九丁目、石原一百丁目	29	1.32	1.2

番号	避難場所名称	所在地	区 面 積 (㎡)	避難 有効 面積 (㎡)	地区割当		避難 計画 人口 (人)	一人当 り避難有 効 面 積 (㎡/人)	最遠 距離 (km)
					区	町丁 町丁数			
152	荒川・四ツ木橋 緑地	墨田区墨田、 東墨田、八広	193, 771	106, 763	墨田区	墨田三丁目の一部、墨田四丁目、墨田五 丁目の一部、立花五丁目、立花六丁目、 東墨田一丁目、東墨田二丁目、東墨田三 丁目の一部、東向島五丁目の一部、東向島六丁 目の一部、文化三丁目の一部、八広一丁 目、八広二丁目、八広三丁目、八広四丁 目、八広五丁目及び八広六目	17	2. 55	1. 3
153	墨田区役所・隅 田公園広場一帯	墨田区吾妻橋、 向島	90, 807	42, 453	墨田区	吾妻橋一丁目、吾妻橋二丁目、押上一丁 目の一部、押上二丁目の一部、東駒形一 丁目、東駒形二丁目、東駒形三丁目、向 島一丁目、向島二丁目、向島三丁目、向 島四丁目の一部及び向島五丁目の一部	12	1. 65	0. 9
154	錦糸公園	墨田区錦糸	56, 516	44, 716	墨田区	太平一丁目、太平二丁目、太平三丁目、 太平四丁目、業平四丁目、業平五丁目、 柳川四丁目及び柳川五丁目	8	2. 10	1. 1
155	立花一丁目団地 一帯	墨田区立花	91, 223	44, 882	墨田区	立花一丁目、立花二丁目、立花三丁目、立花四 丁目及び立花五丁目	5	3. 01	0. 5
246	曳舟駅周辺一帯	墨田区京島	62, 027	28, 563	墨田区	押上二丁目の一部、京島一丁目の一部、 京島二丁目の一部、東向島二丁目及び向 島四丁目の一部	5	2. 37	0. 4
247	JT周辺一帯	墨田区業平、本 東駒形、本 所、横川	93, 512	43, 729	墨田区	吾妻橋三丁目、業平一丁目、業平二丁目、 業平三丁目、東駒形四丁目、本所四丁目、 柳川一丁目、柳川二丁目及び柳川三丁目	9	2. 68	0. 4

地区内残留地区

番号	地区名	区名	所在地	面積 (ha)	地区内退避人口
326	錦糸町地区	墨田区	錦糸一丁目、錦糸二丁目、錦糸三丁目、錦糸四丁目、江東橋一丁目、江東橋二丁目、江東橋三丁目及び江東橋四丁目	72	38, 782

第7節 応急対策の活動態勢

1 活動態勢

区内の地域に地震等による災害が発生したり、発生するおそれがある場合には、災害の拡大を防止するための即応した活動態勢が必要である。

区では、第一次的防災機関として活動態勢を要するときは、墨田区災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置することとしている。また、災害の発生等が夜間や休日等の勤務時間外の場合には災害対策本部設置までの間は、別途の臨時非常配備態勢により事態に即応した初動態勢をとり災害応急対策の円滑な処理を期することとしている。

2 総合防災訓練の実施

災害等に効果的な防災活動を遂行するには、区をはじめとした各防災関係機関等が一体となった相互連携のもとに、有事即応態勢の確立を図ることが必要である。そのため、毎年総合防災訓練を実施して、相互の意志疎通と各防災機関等の分担業務の確認、各資器材等の操作技術の習熟化を図っている。

平成28年度からは、錦糸公園等を会場として、区民参加型訓練を実施している。

第8節 防災に関する協力協定

万一の被災時に医療救護の万全を期すために、昭和51年12月に区内医師会と「災害時の医療救護活動についての協定」を締結し、これに基づき「墨田区災害医療運営連絡会」を設置した。

この協定に引き続き、食糧・飲料水・物資・資材等の確保を図るため、区内の企業・団体、近隣や友好関係にある自治体等と各種の協定を順次締結してきた。

さらに、阪神・淡路大震災を契機に、こうした協定の強化を図ることとし、都立高校の避難所施設利用に関する協定や、地域間交流を深めてきた自治体間での協力協定等の締結を進めている。

墨田区災害医療運営連絡会委員

(令和6.7.1現在)

氏 名	備 考	氏 名	備 考
山 室 学	公益社団法人墨田区医師会長	椎 名 美恵子	一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会墨田支部会長
三 浦 邦 久	公益社団法人墨田区医師会理事	今 井 健太郎	本所警察署警備課長
平 野 美 和	〃	水 流 敏 幸	向島警察署警備課長
木 津 喜 広	公益社団法人東京都向島歯科医師会副会長	川 原 重 勝	本所消防署警防課長
菅 勇 介	公益社団法人東京都向島歯科医師会理事	染 谷 寛 之	向島消防署警防課長
浅 野 智 之	一般社団法人東京都本所歯科医師会長	高 橋 宏 幸	墨田区危機管理担当部長
松 田 浩	一般社団法人東京都本所歯科医師会専務理事	浮 田 康 宏	〃 福祉保健部長
浅 尾 一 夫	一般社団法人墨田区薬剤師会会長	酒 井 敏 春	〃 子ども・子育て支援部長
金 正 有希子	一般社団法人墨田区薬剤師会副会長	杉 下 由 行	〃 保健衛生担当部長(保健所長)
湯 川 淳	公益社団法人東京都柔道整復師会墨田支部長	岩 瀬 均	〃 教育委員会事務局次長
加 藤 亮	公益社団法人東京都柔道整復師会墨田支部理事		

防災に関する協力協定一覧（自治体）

（令和 6. 4. 1 現在）

1 台東区

協 定 名	協 定 内 容
墨田区及び台東区防災相互協定 （昭和 53 年 4 月 23 日締結）	災害時に物資、機材、飲料水を相互に供給する。

2 栃木県鹿沼市

協 定 名	協 定 内 容
墨田区と鹿沼市との災害時における相互援助に関する協定（昭和 55 年 7 月 15 日締結、 平成 18 年 5 月 1 日再締結）	災害時に物資、機材を相互に供給及び被災者の収容施設の提供を行う。

3 江東区

協 定 名	協 定 内 容
墨田区及び江東区防災相互協定 （昭和 58 年 3 月 16 日締結）	災害時に物資、機材、飲料水を相互に供給する。

4 特別区（22 区）

協 定 名	協 定 内 容
特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定 （平成 8 年 2 月 16 日締結、 平成 26 年 3 月 14 日再締結）	災害時に、特別区の区域において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等を円滑に実施するため、職員の出遣、救援物資の提供をはじめとする 14 項目を相互協力・相互支援の内容とする。

5 長野県小布施町

協 定 名	協 定 内 容
墨田区と小布施町との防災相互援助協定 （平成 8 年 5 月 1 日締結）	災害時に物資等を相互に供給、職員の派遣及び被災者の収容施設の提供等の相互協力・支援を行う。

- 6 義士親善友好都市（北海道砂川市、岩手県一関市、茨城県笠間市、茨城県桜川市、栃木県大田原市、群馬県藤岡市、千代田区、港区、新宿区、新潟県新発田市、長野県諏訪市、愛知県西尾市、滋賀県大津市、滋賀県野州市、兵庫県相生市、兵庫県豊岡市、兵庫県赤穂市、兵庫県加西市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県加東市、広島県三次市、熊本県山鹿市）

協 定 名	協 定 内 容
義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定 (忠臣蔵サミット参加自治体) (平成8年4月1日締結 25自治体、6月1日発効、平成18年4月1日再締結 24自治体、平成24年3月1日再締結 23自治体、平成25年4月1日再締結 22自治体)	災害時に物資、機材、飲料水を相互に供給及び職員の派遣等の相互協力・支援を行う。

協 定 名	協 定 内 容
7 防災サミット参加自治体（新潟市、仙台市、長崎県島原市、静岡市、福井市、北海道釧路市）	災害時に物資、機材、飲料水を相互に供給及び職員の派遣等の相互協力・支援を行う。

協 定 名	協 定 内 容
8 山形県鶴岡市（旧朝日村）	災害時に物資等を相互に供給、職員の派遣及び被災者の収容施設の提供等の相互協力・支援を行う。

協 定 名	協 定 内 容
9 山形県高島町	災害時に物資等を相互に供給、職員の派遣及び被災者の収容施設の提供等の相互協力・支援を行う。

10	千代田区、新宿区、文京区、大田区、中野区、練馬区、足立区、江戸川区	協 定 名	協 定 内 容
	防災用高所カメラ映像の閲覧に関する協定 (平成 27 年 3 月 19 日締結)		各区が所有する防災用高所カメラにより撮影した映像データを相互に閲覧する。
11	埼玉県飯能市	協 定 名	協 定 内 容
	墨田区と飯能市との災害時における相互援助に 関する協定 (平成 29 年 12 月 22 日締結)		災害時に物資等を相互に供給、職員の派遣及び被災者の収容施設の提供等の相互 協力・支援を行う。
12	東京都、特別区 (22 区)、都内 26 市、都内 13 町村	協 定 名	協 定 内 容
	東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定 (令和 3 年 12 月 27 日締結)		災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援、居住者等の避難のための施設の 提供及び被災者、食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機 材の提供及び被災者等に対する支援を行う。

民間団体等との協力協定一覧

(令和 6.4.1 現在)

◇医療に関する協定

協 定 名	締 結 先	締 結 日	協 定 内 容
災害時の医療救護活動についての協定	(公社)墨田区医師会	昭和 51 年 12 月 1 日 ※ 3 医師会統合に伴い平成 14 年 4 月 1 日再締結	医療救護班の救護所への派遣
災害時の歯科医療救護活動についての協定	(公社)東京都向島歯科医師会 (一社)東京都本所歯科医師会	平成 9 年 6 月 1 日	救護所への歯科医療救護班の派遣
災害時の薬剤師会の救護活動についての協定	(一社)墨田区薬剤師会	平成 9 年 4 月 14 日 ※ 2 薬剤師会統合に伴い平成 14 年 11 月 10 日同意引継	・ 救護所への薬剤師班の派遣 ・ 薬剤の優先供給
災害時に備えた医薬品の供給等に関する協定		平成 28 年 11 月 15 日	医薬品等の優先供給
災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	1 アルフレッサ(株)墨東支店 2 (株)スズケン東京中央営業部城東支店 3 (株)バイタルネット東京中央支店 4 (株)マルタケ東京支店 5 (株)メディセオ墨田支店 6 東邦薬品(株)東京営業部江東営業所	平成 26 年 9 月 18 日	医薬品等の優先供給
災害時における医薬品等の優先供給に関する協定	(株)ばばす	令和元年 7 月 22 日	医薬品等の優先供給
災害時における柔道整復師会の協力に関する協定	(公社)東京都柔道整復師会墨田支部	平成 3 年 10 月 4 日	負傷者に対する応急手当の実施
災害時における動物救護活動についての協定	(公社)東京都獣医師会墨田支部	平成 15 年 4 月 10 日	動物の救護所設置及びペットフード調達の協力、並びに動物医療活動
災害時の医療救護活動への協力に関する協定	(一社)東京都訪問看護ステーション協会	令和元年 7 月 2 日	救護所への訪問看護師の派遣
災害時の栄養・食生活支援活動に関する協定	(公社)東京都栄養士会	令和 2 年 10 月 28 日	栄養・食生活支援に関する協力
災害時の医療救護活動等への協力に関する協定	(医)伯鳳会	令和 4 年 3 月 24 日	移動式医療施設及び医療従事者の派遣

◇物資に関する協定

協 定 名	締 結 先	締 結 日	協 定 内 容
災害時における応急物資の優先供給等に関する協定	墨田区商店街連合会 (株)イトーヨーカ堂 (株)マルエツ (株)ライフコーポレーション (株)ローソン (株)サンベルクス (株)コモディイイダ	平成 14 年 8 月 27 日 平成 17 年 4 月 10 日 平成 18 年 6 月 9 日	応急物資(応急食糧及び日用品)の優先供給及び店舗の営業の継続または早期開店による区民生活の安定
災害時における燃料の優先供給に関する協定	東京都石油商業組合台東・墨田支部	平成 8 年 2 月 21 日	ガソリン、軽油、灯油及び重油の優先供給
災害時における灯油等の優先供給に関する協定	平野石油(株)	平成 26 年 8 月 25 日	灯油、軽油等の優先供給
災害時における氷の優先供給に関する協定	(株)小野田商店	平成 23 年 12 月 5 日 ※会社合併に伴い 平成 25 年 2 月 12 日 引継	氷の優先供給
災害時における応急物資の供給に関する協定	五十嵐製箱(株) 五榮製箱(株) (株)タチバナ産業	平成 24 年 3 月 28 日 令和 3 年 2 月 5 日	ダンボール製敷物、ベッド等の優先供給
災害時における日用品等の優先供給に関する協定	ライオン(株)	平成 28 年 2 月 19 日	日用品等の優先供給
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	平成 29 年 1 月 17 日	地図製品等の供給
大規模災害時における資機材の提供	本所警察署 向島警察署 (一社)東京都トラック協会墨田支部 (一社)東京ハイヤー・タクシー協会墨田葛飾支部	令和 5 年 8 月 3 日	パール等の資機材の提供
災害時における資機材の優先供給及び避難所の衛生・清掃サービス等に関する協力協定	(株)ダスキン	令和 6 年 3 月 11 日	資機材の優先供給と衛生清掃サービスの提供

◇情報に関する協定

協 定 名	締 結 先	締 結 日	協 定 内 容
災害非常無線通信の協力に関する協定	墨田区アマチュア無線局 非常通信協力会	昭和 56 年 7 月 15 日	アマチュア無線による区内被災状況の情報提供
災害時における放送要請に関する協定	(株)ジェイコム東京	平成 15 年 3 月 14 日 ※会社名変更に伴い 平成 21 年 9 月 18 日再締結	ケーブルテレビによる災害情報の放送
災害時における放送要請に関する協定	レインボータウンエフエム放送(株)	平成 22 年 12 月 1 日	災害情報等の提供
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	平成 29 年 5 月 15 日	情報発信についての支援
非常通信の運用に関する協定	本所消防署	平成 20 年 3 月 26 日	東京都防災行政無線使用不能時における消防電話通信設備の運用
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成 23 年 8 月 5 日	情報連絡員(リエゾン)の派遣等
光通信ネットワークを利用した河川情報提供に関する協定	国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所	平成 25 年 7 月 9 日	光通信ネットワークを利用した河川情報の提供

◇食料に関する協定

協 定 名	締 結 先	締 結 日	協 定 内 容
災害時における応急食糧用精米の供給協力に関する協定	東京都米穀小売商業組合墨田支部	昭和 55 年 11 月 4 日	精米の優先供給
災害時における応急食糧用麺類等給食の供給協力に関する協定	東京都麺類協同組合本所支部 東京都麺類協同組合向島支部	昭和 56 年 3 月 14 日	麺類等の優先供給

◇輸送・車両に関する協定

協 定 名	締 結 先	締 結 日	協 定 内 容
災害時における応急輸送用貨物自動車等の供給協力に関する協定	(一社) 東京都トラック協会墨田支部	昭和 57 年 8 月 30 日	物資輸送用等の車両及び人員の供給
災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城東支部	平成 17 年 12 月 15 日	物資輸送用等の車両及び人員の供給
災害時における要援護者の避難輸送協力に関する協定	東京福祉バス㈱	平成 23 年 12 月 22 日	要配慮者の二次避難所への輸送
災害時における要援護者の避難輸送協力に関する協定	(一社) 東京ハイヤー・タクシー協会墨田葛飾支部	平成 24 年 7 月 12 日	要配慮者の二次避難所への輸送
災害時における物資の自動車輸送に関する協定	墨田リサイクル事業協同組合	平成 25 年 2 月 22 日	物資輸送の協力
墨田区船着場等の利用に関する協定	(公財) 東京都公園協会	平成 25 年 2 月 18 日	水上バスを利用した物資や帰宅困難者の輸送
災害時における給電車両貸与に関する協定	トヨタモビリティ東京(株)	令和 3 年 1 月 12 日	給電車両の貸与
災害時における電動車両等の貸与に関する協定書	1 墨田三菱自動車販売(株) 2 三菱自動車工業(株)	令和 3 年 1 月 12 日	円滑な災害応急対策を実施するための電動車両等の貸与
災害時における支援物資の受け入れ及び配送物に関する協定	佐川急便(株)	令和 4 年 7 月 25 日	災害時における物資の受け入れ及び輸送
災害時における支援物資の配送等に関する協定	ヤマト運輸(株) 城東主管支店	令和 5 年 3 月 14 日	支援物資の配送等に伴う業務提携
水害時における車両の供給に関する協定	東京都交通局・(株) はとバス	令和 5 年 3 月 31 日	水害時、緊急安全確保を行つ住民等の輸送

◇給水活動に関する協定

協 定 名	締 結 先	締 結 日	協 定 内 容
災害時における貯水の利用等に関する協定	[飲料水]13 団体		貯水の提供
	1 日本たばこ産業(株)	昭和 57 年 8 月 30 日	
	2 (株)東京楽天地	平成 2 年 4 月 1 日、 平成 12 年 1 月 17 日 再締結	
	3 藤和不動産(株)	平成 5 年 2 月 1 日	
	4 西濃運輸(株)	平成 6 年 4 月 1 日	
	5 大林不動産(株)	平成 6 年 8 月 1 日	
	6 セトル中之郷管理組合	平成 7 年 2 月 24 日	
	7 YKK(株)	平成 7 年 4 月 1 日	
	8 ライオンズシティ両国管理組合	平成 9 年 5 月 17 日	
	9 プリメール柳島管理組合	平成 11 年 7 月 1 日	
	10 東京建物(株)	平成 18 年 5 月 22 日	
	11 すみだスポーツサポート P F I (株)	平成 21 年 6 月 17 日	
	12 (株)ロッテ	平成 22 年 4 月 6 日	
	13 アバ(株)	平成 27 年 11 月 20 日	
	[生活用水] 2 団体		
	1 錦糸町熱供給(株)	平成 17 年 11 月 24 日	
	2 (株)東武エネルギーマネジ メント	平成 24 年 3 月 8 日	
避難所における応急給水栓 の設置及び使用に関する覚 書	東京都水道局	平成 29 年 3 月 29 日	避難所における応急給 水栓の設置及び使用

◇遺体の取扱いに関する協定

協 定 名	締 結 先	締 結 日	協 定 内 容
災害時における棺等葬祭用品の供給等に関する協定	全東京葬祭業連合会	平成 14 年 10 月 25 日	遺体収容所等での棺等葬祭用品の供給
災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定	(一社)全国霊柩自動車協会	平成 14 年 10 月 25 日	遺体収容所から斎場等への遺体搬送

◇トイレに関する協定

協 定 名	締 結 先	締 結 日	協 定 内 容
災害時におけるし尿処理に関する協定	1 (株)都市整美センター 2 新和衛生(株) 3 (株)池田組衛生工業所	平成 18 年 11 月 1 日	避難所等に設置された仮設トイレ及び公園等に設置された震災対応型便所のタンクに溜まったし尿の収集・運搬

◇被災者支援に関する協定

協 定 名	締 結 先	締 結 日	協 定 内 容
災害時における井戸水の給水協力に関する協定	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合墨田浴場支部	平成 8 年 11 月 15 日 平成 23 年 4 月 13 日 廃止	被災者への入浴支援及び生活用水としての井戸水の供給
災害時における公衆浴場の使用及び井戸水の提供に関する協定		平成 23 年 4 月 13 日 再締結	
災害時における理容サービス業務の提供に関する協定	東京都理容生活衛生同業組合墨田支部	平成 22 年 3 月 8 日	理容サービス業務の提供
災害時における被災者支援に関する協定	東京都行政書士会墨田支部	令和 2 年 3 月 11 日 令和 3 年 11 月 19 日 廃止	被災者支援のための行政書士業務相談の実施
災害時等における被災者等の支援に関する協定	東京都行政書士会墨田支部 東京都行政書士会	令和 3 年 11 月 19 日 再締結	

◇復旧活動に関する協定

協 定 名	締 結 先	締 結 日	協 定 内 容
災害時における応急対策支援に関する協定	東京都印刷工業組合墨田支部	平成 15 年 3 月 24 日	作業用機器及び人員の提供
災害時における工作協力隊の派遣に関する協定	墨田建設産業連合会	平成 8 年 3 月 18 日	障害物の除去、仮設住宅の設置、公共施設及び被災家屋の応急修理
災害時における応急対策活動に関する協定	東京都自動車整備振興会墨田支部	平成 20 年 4 月 16 日	放置車両等の移動、車両・資器材の優先修理、資器材・労務の提供
災害時における応急対策業務に関する協定	東京土建一般労働組合墨田支部・東京建設産業組合	平成 20 年 7 月 17 日	救出救助活動、応急的な危険度の判定、建物応急修理
災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)東京都建築士事務所協会墨田支部	平成 26 年 9 月 1 日	応急対策活動の支援
災害時における応急対策業務に関する協定	(株)アサバ	平成 28 年 8 月 29 日	建築物等の解体に関する業務等
災害時における資機材等の優先供給に関する協定	(株)アクティオ	令和 3 年 6 月 11 日	資機材等の優先供給
災害時における応急対策業務に関する協定	東日本総合計画(株)	令和 3 年 9 月 1 日	公共土木施設の被災調査、災害復旧等にかかる設計

◇施設利用に関する協定

協 定 名	締 結 先	締 結 日	協 定 内 容
災害時における救護活動に関する相互援助協定	1 (社福)賛育会	平成9年8月1日	常時介護が必要な高齢者の受入れ
	2 (社福)同愛記念病院財団	平成10年4月13日	
	3 (社福)八広会	平成12年7月21日	
	4 (社福)創生会	令和2年5月1日	
	5 (社福)カメラア会	令和4年2月3日 再締結	
	6 (医)伯風会	平成29年3月24日	
都立高校の避難所施設利用に関する協定	1 東京都立本所高等学校	令和2年12月10日 再締結	避難所としての施設の提供
	2 東京都立両国高等学校		
	3 東京都立墨田川高等学校		
	4 東京都立日本橋高等学校		
	5 東京都立橋高等学校		
	6 東京都立墨田特別支援学校	平成8年11月11日	
災害時における区の応急対策活動への協力に関する協定	1 (公財)墨田まちづくり公社 2 (社福)墨田区社会福祉事業団 3 (社福)墨田区社会福祉協議会	平成14年4月1日	施設の目的外使用、職員の派遣等
災害時における地域住民支援等に関する協定	(株)NTTドコモ	平成18年4月1日 ※社名変更に伴い 平成25年11月21日 同意引継	施設の目的外使用、設備・備品貸与等
大震災等災害時における施設使用に関する協定	(学)安田学園教育会	平成21年9月18日	避難所としての施設の提供
災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	1 (株)パイオニア (両国ビューホテル)	平成24年6月1日	要配慮者への宿泊施設等の提供
	2 ユアサ・フナシヨク(株) (パールホテル両国)	令和2年8月17日	
	3 アールエヌティーホテルズ(株) (リッチモンドホテルプレミア東京押上)	令和2年8月28日	
	4 ややい観光(株) (両国リバーホテル)	令和2年9月1日	
	5 (株)タジマヤ (スーパーホテル東京・錦糸町駅前)	令和2年8月25日	
災害時における避難所施設利用等に関する協定	(社福)賛育会	平成24年8月1日	施設の避難所としての提供
	(社福)吉祥寿会	平成29年10月17日	
災害時における救護活動に関する墨田区と社会福祉法人墨田さんさん会との相互援助協定	(社福)墨田さんさん会	平成24年11月1日	常時介護が必要な障害者の受入れ
災害時における区の応急対策活動への協力に関する協定	すみだF Tパートナーズ	令和元年8月13日	墨田区総合運動場の目的外使用等
災害時における避難所施設使用等に関する協定	(一社)吾嬬の里	令和2年10月30日 令和4年4月1日 再締結	八広地域プラザの指定避難所としての施設提供

協 定 名	締 結 先	締 結 日	協 定 内 容
災害時における施設の一時利用に関する協定	向島税務署	令和2年11月13日	災害ボランティアセンターの活動場所としての屋外駐車場の提供
災害時における区の応急対策活動への協力に関する協定	(一社)地域ブラザBIGSHIP	令和3年4月1日	本所地域ブラザの地域住民のための一時避難場所
	ソシオーク・テルウェル・東武ビルマネジメント共同企業体		横川コミュニティ会館の地域住民のための一時避難場所
	東駒形TRC賀川記念館グループ		東駒形コミュニティ会館の地域住民のための一時避難場所
	梅若橋あすのすみだ		梅若橋コミュニティ会館の地域住民のための一時避難場所
	JNすみだ共同事業体	令和3年4月12日	すみだ生涯学習センターの地域住民のための一時避難場所
	(株)ケイミックスパブリックビジネス	令和4年4月1日	曳舟文化センターの地域住民のための一時避難場所
	J&J共同事業体		みどりコミュニティセンターの地域住民のための一時避難場所
	(公財)墨田区文化振興財団	平成14年4月1日 令和4年6月13日再締結	すみだトリフォニーホールの地域住民のための一時避難場所
	(株)丸井	令和5年4月1日	すみだ産業会館の地域住民のための一時避難場所
災害時における区の応急対策活動への協力に関する協定	すみだスポーツサポートPFI(株)	平成21年6月17日 令和4年6月13日再締結	墨田区総合体育館の地域住民(要配慮者を含む)帰宅困難者のための一時避難場所等
	イーストコア曳舟団地管理組合	令和4年9月1日	大規模火災時に敷地の一部を避難場所として提供
	曳舟東ビューハイツ管理組合		
	曳舟西ビューハイツ管理組合		
	マークフロントタワー曳舟管理組合		
	マーク・ゼロワン曳舟団地管理組合		
	興国インテック(株)		
	業平橋住宅管理組合法人		
	日本たばこ産業(株)		
	アトラスタワー曳舟管理組合	令和4年10月19日	
災害時における避難場所利用に関する協定	(株)イトーヨーカ堂・イーストコア曳舟商業館管理組合	令和5年4月1日	近隣住民及び帰宅困難者のための一時避難場所、要配慮者のための福祉避難所としての使用協力
	(大)千葉大学	令和4年11月1日	
区の防災対策活動への協力に関する協定	Airbnb Japan(株)	令和5年11月15日	災害時における民泊施設提供の協力

◇施設利用に関する協定（帰宅困難者）

協 定 名	締 結 先	締 結 日	協 定 内 容
災害時における墨田区の帰宅困難者支援活動への協力に関する協定	(株)パイオニア	平成 24 年 6 月 1 日	帰宅困難者への一時休憩施設の提供
災害時における帰宅困難者の一時休憩場所の提供に関する協定	国際ファッションセンター(株)	平成 25 年 5 月 13 日	帰宅困難者への一時休憩施設の提供
災害時における墨田区の帰宅困難者支援に関する協定	マークフロントタワー曳舟管理組合	平成 25 年 7 月 1 日	帰宅困難者への一時休憩施設の提供
災害時における墨田区の帰宅困難者支援活動への協力に関する協定	(株)第一ホテル両国	平成 25 年 8 月 27 日	帰宅困難者への一時休憩施設の提供
災害時における施設の利用に関する協定	(株)東新アクア	平成 27 年 1 月 28 日	・帰宅困難者への一時休憩施設の提供 ・水害時の一時避難施設利用
災害時における飲料等の優先供給及び施設の利用に関する協定	アサヒグループホールディングス(株)	平成 27 年 8 月 26 日	・帰宅困難者への一時休憩施設の提供 ・大規模水害時における一時避難施設としての利用 ・飲料等の優先供給
災害時における施設の利用等に関する協定	アバ(株)	平成 27 年 11 月 20 日	・帰宅困難者への一時休憩施設の提供 ・大規模水害時における一時避難施設としての利用 ・要配慮者に対する宿泊施設の提供
災害時における墨田区の帰宅困難者支援活動への協力に関する協定	東京東信用金庫	平成 28 年 8 月 1 日	帰宅困難者への一時休憩場所の提供
災害時における墨田区の帰宅困難者支援に関する協定	イーストコア曳舟二番館管理組合	平成 29 年 6 月 23 日	帰宅困難者への一時休憩場所の提供
災害時における墨田区の帰宅困難者支援に関する協定	鈴木興産(株)	平成 30 年 5 月 30 日	帰宅困難者の一時休憩場所の提供
災害時における墨田区の帰宅困難者支援活動への協力に関する協定	トヨタ東京カローラ(株)	平成 31 年 2 月 21 日	帰宅困難者への一時休憩場所の提供
区の防災対策活動への協力に関する協定	(学)電子学園	令和 2 年 3 月 13 日	帰宅困難者の一時休憩場所の提供、水害時の一時避難施設利用等
災害時における施設の利用等に関する協定	(株)ときわ商会	令和 3 年 2 月 9 日	・災害時における帰宅困難者のための一時休憩場所 ・大規模水害時における一時避難施設
災害時における施設の利用等に関する協定	ヒューリック(株)・ヒューリックホテルマネジメント(株)	令和 3 年 3 月 25 日	帰宅困難者の一時休憩場所、要配慮者の宿泊施設等の提供
災害時における施設の利用等に関する協定	ヤマト運輸(株)城東主管支店	令和 5 年 3 月 14 日	・帰宅困難者への一時休憩場所 ・水害時の一時避難施設等
災害時における墨田区の帰宅困難者支援活動への協力に関する協定	(株)ホンダカーズ東京	令和 5 年 9 月 1 日	帰宅困難者への一時休憩場所の提供

災害時における施設の利用等に関する協定	花王(株)	令和5年12月1日	・帰宅困難者への一時休憩場所 ・水害時の一時避難施設等
---------------------	-------	-----------	---

◇施設利用に関する協定（水害時）

協 定 名	締 結 先	締 結 日	協 定 内 容
大規模な水害時における緊急避難に関する覚書	東京都都市整備局	平成 25 年 10 月 9 日	大規模水害時における一時避難施設としての利用
洪水等の水害時における一時避難施設利用に関する協定	(株)イトーヨーカ堂	平成 26 年 3 月 24 日	大規模水害時における一時避難施設としての利用
大規模な水害時における一時避難施設の利用に関する協定	(独)都市再生機構	平成 26 年 8 月 1 日	大規模水害時における一時避難施設としての利用
大規模な水害時における緊急避難に関する覚書	東京都住宅供給公社	平成 26 年 9 月 10 日	大規模水害時における一時避難施設としての利用
洪水等の水害時における一時避難施設利用に関する協定	東京東信用金庫	令和 2 年 4 月 2 日	水害時の一時避難施設利用
【再掲】 災害時における施設の利用に関する協定	(株)東新アクア	平成 27 年 1 月 28 日	・ 帰宅困難者への一時休憩施設の提供 ・ 水害時の一時避難施設利用
【再掲】 災害時における飲料等の優先供給及び施設の利用に関する協定	アサヒグループホールディングス(株)	平成 27 年 8 月 26 日	・ 帰宅困難者への一時休憩施設の提供 ・ 大規模水害時における一時避難施設としての利用 ・ 飲料等の優先供給
【再掲】 災害時における施設の利用等に関する協定	アバ(株)	平成 27 年 11 月 20 日	・ 帰宅困難者への一時休憩施設の提供 ・ 大規模水害時における一時避難施設としての利用 ・ 要配慮者に対する宿泊施設の提供
【再掲】 区の防災対策活動への協力に関する協定	(学)電子学園	令和 2 年 3 月 13 日	・ 帰宅困難者の一時休憩場所の提供 ・ 水害時の一時避難施設利用等
【再掲】 災害時における施設の利用等に関する協定	(株)ときわ商会	令和 3 年 2 月 9 日	・ 災害時における帰宅困難者のための一時休憩場所 ・ 大規模水害時における一時避難施設
洪水等の水害時における一時避難施設利用に関する協定	(株)アルカタワーズ	令和 4 年 6 月 21 日	水害時の一時避難施設利用
【再掲】 災害時における施設の利用等に関する協定	ヤマト運輸(株)城東主管支店	令和 5 年 3 月 14 日	・ 帰宅困難者への一時休憩場所 ・ 水害時の一時避難施設等
大規模水害時における緊急安全確保に関する協力協定	東日本高速道路(株)・首都高速道路(株)	令和 5 年 4 月 26 日	大規模水害時の緊急安全確保
【再掲】 災害時における施設の利用に関する協定	Airbnb Japan(株)	令和 5 年 11 月 15 日	災害時における民泊施設提供の協力
【再掲】 災害時における施設の利用等に関する協定	花王(株)	令和 5 年 12 月 1 日	・ 帰宅困難者への一時休憩場所 ・ 水害時の一時避難施設等

◇マンション利用に関する協定（水害時）

協 定 名	締 結 先	締 結 日	協 定 内 容
大規模な水害時における一時避難施設の利用に関する協定	1 錦糸町ハイタウン管理組合	平成 28 年 12 月 20 日	水害時の一時避難施設の提供
	2 レクシオ亀戸管理組合	平成 29 年 2 月 13 日	
	3 向島ハイツ管理組合法人	平成 29 年 3 月 21 日	
	4 コスモグランブレイス管理組合	平成 29 年 3 月 21 日	
	5 コスモ押上ガーデンシティ管理組合	平成 29 年 4 月 13 日	
	6 イーストコア曳舟二番館管理組合	平成 29 年 6 月 23 日	
	7 ライオンズマンション隅田公園管理組合	平成 29 年 8 月 15 日	
	8 ネオコーボ墨田管理組合	平成 29 年 10 月 18 日	
	9 コスモ向島管理組合	平成 29 年 10 月 25 日	
	10 ザ・コンド曳舟管理組合	平成 30 年 3 月 30 日	
	11 ラヴィアンコート墨田業平管理組合	平成 30 年 8 月 30 日	
	12 コスモシティ亀戸管理組合	令和元年 7 月 26 日	
	13 コスモ押上サザンフォルム管理組合	令和元年 9 月 26 日	
	14 吾妻橋サニーコーボ管理組合	令和元年 11 月 5 日	
	15 コスモ押上アーバンフォルム管理組合	令和元年 12 月 2 日	
	16 グランシティ菊川管理組合	令和 3 年 1 月 15 日	
	17 ファミール向島桜橋管理組合	令和 3 年 4 月 2 日	
	18 シャリエ本所吾妻橋管理組合	令和 3 年 4 月 28 日	
	19 (株) 大京 (ライオンズフォーシア押上) (株) 千年 (Healing Gate 押上)	令和 3 年 9 月 21 日 令和 4 年 12 月 16 日 所有者変更	
	20 アスコットパーク両国ブルーム管理組合	令和 4 年 4 月 7 日	
	21 (株) 大京 (ライオンズフォーシア隅田川テラス) 橋本総業ホールディングス (株) (パルタージュ隅田川テラス)	令和 4 年 6 月 21 日 令和 6 年 5 月 20 日 所有者変更	
	22 ヴイルヌーブ吾妻橋管理組合	令和 6 年 1 月 9 日	

◇広域避難に関する協定（水害時）

協 定 名	締 結 先	締 結 日	協 定 内 容
広域避難先としての施設利用に関する細目協定 （東京都締結：広域避難先としての施設利用に関する包括協定）	1 （独）国立青少年教育振興機構（国立オリンピック記念青少年総合センター）	令和4年3月31日	水害時の広域避難先としての施設の提供
	2 （大）東京芸術大学（東京芸術大学）	令和4年8月26日	
	3 （株）東京テレポートセンター（台場フロンティアビル、テレコムセンタービル、有明フロンティアビル）	令和4年11月30日	
	4 東京都（東京ウィメンズプラザ、東京文化会館、東京都美術館、東京芸術劇場）	令和5年2月2日	
	5 （独）日本スポーツ振興センター（国立スポーツ科学センター、ナショナルトレーニングセンター、西が丘サッカー場）	令和5年3月16日	
	6 （学）上智学院（上智大学）		
	7 （学）早稲田大学（早稲田大学）		
	8 （学）学習院（学習院創立百周年記念会館）		
	9 （学）法政大学（法政大学）		
	10 （学）中央大学（中央大学）		
	11 東京都（駒沢オリンピック公園総合運動場、東京体育館、東京都多摩障害者スポーツセンター、有明テニスの森）		
	12 （株）東京ビッグサイト（東京ビッグサイト、東京ファッションタウンビル、タイム24ビル、有明パークビル）		
	13 （学）立教学院（立教大学）		
	14 （株）東京国際フォーラム（東京国際フォーラム）		
	15 （独）国際協力機構東京センター（国際協力機構東京センター）		
	16 （地独）東京都公立大学法人（東京都立大学）		
	17 （学）明治大学（明治大学）	令和5年6月29日	
	18 （学）大正大学（大正大学）	令和5年10月1日	
	19 （学）大妻学院（大妻学院大学）	令和6年3月5日	
	20 （学）青山学院（青山学院大学）	令和6年3月29日	

◇その他の協定

協 定 名	締 結 先	締 結 日	協 定 内 容
白鬚東地区防災拠点における防災施設の管理及び防災機器の作動等に関する協定	東京都	昭和 57 年 7 月 1 日	白鬚東地区防災拠点区職員の派遣及び機器操作、作動指示等
災害時における墨田区と郵便局との相互協力協定	本所郵便局・向島郵便局	平成 9 年 12 月 1 日	車両の提供、施設及び土地の相互提供
災害時における墨田区と特定非営利活動法人日本救助犬協会との協力に関する協定	(特活)日本救助犬協会	平成 19 年 3 月 29 日	救助犬による搜索活動
災害時における応急対策活動に関する基本協定	S B S ホールディングス(株)	平成 30 年 5 月 14 日	避難所運営協力、がれき処理、食糧・生活物資供給活動、避難者の一時受入等
避難所となる都立公園における連携協力に関する基本協定書	東京都建設局	平成 30 年 5 月 31 日	避難場所となる都立公園における避難者対応等に必要な連携協力
都立東白鬚公園における連携協力に関する確認書	(公財)東京都公園協会	平成 30 年 5 月 31 日	都立東白鬚公園における避難者支援、防災関連施設の使用に係る支援、物資運搬協力等
災害時における相互連携に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)江東支社	令和 2 年 8 月 27 日	連絡体制構築、住民避難状況やハザード情報の共有などの相互連携
災害時におけるり災証明書発行に関する協定	本所消防署・向島消防署	令和 3 年 7 月 26 日	災害時における火災業務に係るり災証明書の発行と住家調査の協力
災害時における支援活動に関する協定	(社福)江戸川豊生会	令和 3 年 10 月 5 日	・日常生活圏域の情報整理 - 集約拠点の役割 ・避難行動要支援者に関する情報の提供 ・避難行動要支援者の安否確認を行う民生委員・児童委員及び住民防災組織(サポート隊)への支援
	(社福)カメラア会	令和 4 年 1 月 19 日	
	(社福)賛育会	令和 4 年 1 月 25 日	
墨田区災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定	(社福)墨田区社会福祉協議会	令和 4 年 4 月 14 日	墨田区災害ボランティアセンターの設置及び運営等の協力

第9節 国民保護

1 国民保護法

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）」は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃が国民生活及び国民経済に与える影響を最小とするため、国と地方公共団体の責務、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処など、国民の保護のための措置について定めている。

2 墨田区国民保護対策本部（墨田区緊急対処事態対策本部）

国民保護法の施行に伴い、地方公共団体は武力攻撃事態が発生した場合、国の指定に応じて直ちに国民保護対策本部（緊急対処事態発生時は、緊急対処事態対策本部）を設置し、国民保護措置を実施する責務を負っている。そこで、区では平成17年9月に「墨田区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」を制定し、的確かつ迅速な国民保護措置を実施する体制を整備した。

3 墨田区国民保護協議会

区の区域に係る国民保護措置に関し広く区民の意見を求め、区の国民保護措置に関する施策を総合的に推進するため、区は平成17年9月に「墨田区国民保護協議会条例」を制定し、区長の附属機関として墨田区国民保護協議会を設置した。この協議会では、区長の諮問に応じて、区の区域に係る国民保護措置に関する重要事項や国民保護計画の改定について審議し、区長に意見を述べることでとされている。

4 墨田区国民保護計画

区は、国民保護法及び「東京都国民保護計画」に基づき、住民の避難並びに救援、及び武力攻撃災害への対処など、区が実施する国民保護措置について定めた「墨田区国民保護計画」を平成18年度に策定した。平成19年度においては策定した計画に基づき、区及び関係機関が区の実施する国民保護措置の内容及び役割分担等について理解し、武力攻撃事態発生時の迅速かつ的確な国民保護措置実施体制を確保するため、「墨田区職員国民保護マニュアル」を作成した。平成27年度には、国の基本指針が変更されたこと、「東京都国民保護計画」が修正されたことを踏まえ、「墨田区国民保護計画」を修正した。また、武力攻撃事

態等の発生時における住民の行動について区民等への周知を図るため、平成20年度に住民向けパンフレット「わが家の国民保護マニュアル」（日本語版、英語版、中国語版、ハングル版）を作成し、日本語版は全戸配付した。

平成21年度から同パンフレットを区内転入者に対して住民登録時に配布、令和元年度からは同パンフレットの電子版の案内を住民登録時に配布している。なお、平成29年度には、内容の一部修正（「弾道ミサイル落下時の行動について」の追加等）を行った。

第10節 防 犯

1 墨田区安全で安心なまちづくり推進条例の制定

近年、重大事件や凶悪犯罪の発生が後を絶たず、治安の悪化が大きな社会問題となっている。

区では、地域の防犯活動や防火活動について、「すみだ やさしいまち宣言」に基づき、区民との協働により推進し、一定の成果を収めてきた。しかし、区民の防犯・防火への関心は極めて高いものがあり、その対策の強化が求められている。

そこで、地域における犯罪、火災及び事故から区民の生命、身体及び財産を守り、区民が安全に安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、平成18年1月に「墨田区安全で安心なまちづくり推進条例」を制定した。この条例では、区、区民、事業者、関係行政機関、地域活動団体等が担う責務、管理状態が防犯・防火上支障のある空き家の所有者等への指導、共同住宅等の建築者に対する警察署への協議の助言及び生活安全推進協議会について定めている。

2 墨田区暴力団排除条例の制定

東京都暴力団排除条例の施行（平成23年10月）後も、区内には複数の暴力団事務所の存在が確認されており、また、東京スカイツリー®の開業に伴い、国内外から多数の来訪者が訪れることから、同地区が新たな暴力団活動の拠点となるおそれがあった。

そこで、区は、区、区民、事業者及び警察等との相互の連携並びに協力により、暴力団排除活動を推進し、区民生活の安全確保及び事業活動の健全な発展を目的に平成24年7月に「墨田区暴力団排除条例」を制定した。この条例では、区、区民、事業者が担う責務、区の事務事業に係る暴力団排除措置や区が設置する公の施設に係る暴力団排除措置、暴力団排除活動を積極的に推進している事業者への暴力団排除推進店舗証の交付等について定めている。

3 防犯パトロールの実施

子どもが被害者となる犯罪やひったくり等の街頭犯罪の増加は深刻な社会問題となっている。

区では、安全・安心なまちづくりを推進するため、警察車両に類似の塗装を施し青色回転灯を搭載した「墨田区防犯パトロールカー」を使用して、午前9時から翌日午前2時まで委託警備会社の警備員による区内巡回パトロールを毎日

実施している。パトロールに際しては、本所・向島の両警察署と連携し、当日の情報収集を行ったうえでコースを設定している。

また、区が所有する自動車・自転車に「安全・安心パトロール実施中」と記載したステッカーを貼付し、それを使用する職員が通常業務と併せて区内のパトロールを行っている。

4 防犯カメラの設置及び維持経費助成

街頭における防犯カメラの設置は、犯罪の抑止に大きな効果がある。そこで、区では、町会・自治会、商店街等が連携して、街頭における防犯対策のために防犯カメラを設置する場合、その設置経費の一部及び維持に係る経費の全額を助成している。

防犯カメラ設置状況

(令和6.3.31現在)

設置地区（協議会）	設置台数	設置年度
錦糸町地区（南口）	16	15・24・3
錦糸町地区（北口）	40	22・31
文花二丁目地区	4	17・31
堤通二丁目地区	20	20・29・30・5
墨田一丁目地区	2	20
曳舟駅周辺地区	19	23・4・5
横川四・五丁目地区	19	23・2・3
吾妻橋地区	18	24・2
東駒形・本所地区	15	25
京島地区	20	25・3・4
八広二丁目・文花三丁目地区	11	26・4
東向島一丁目地区	11	26・31・4
東向島町会・東向島駅前商店街振興組合地区	9	26
東向島二・三丁目地区	13	27
東駒形一・二丁目地区	9	27
本所一・二・三丁目地区	14	27
堤通一丁目地区	5	27
石原三・四丁目地区	10	27・5
八広南部地区	22	28・2
八広北部地区	22	28・5
向島五丁目地区	11	28
両国一・二丁目地区	14	28
両国三・四丁目地区	11	29
亀沢一・二丁目地区	8	29

設置地区（協議会）	設置台数	設置年度
横網・石原一・二丁目地区	13	29
墨田三・四丁目地区	12	29
墨田五丁目地区	10	29
亀沢三丁目・四丁目地区	8	30
玉の井・寺七西地区	8	30
文花地区	7	30
立花一丁目・二丁目地区	10	30
立川・菊川地区	14	1
緑地区	11	1
押上地区	12	1
立花東南地区	5	1
立花中部地区	3	1
立花北地区	10	1・5
東墨田地区	6	1
八広長浦地区	3	1
東向島六丁目地区	5	1
千歳地区	9	2・4
向島二・三地区	9	2・4
向島四丁目地区	4	2
東京スカイツリー南西地区	28	24・2
東京スカイツリー北西地区	21	24・2
東京スカイツリー東地区	20	24・2
合計	571	

5 自主防犯活動への支援

地域における犯罪の抑止又は犯罪被害の防止には、警察署、区等による防犯対策のほか、住民による自主的な防犯活動の実施が有効である。

そこで、区では、住民の自主防犯活動を支援するため、次のような事業を実施している。

人材の育成

地域における自主防犯活動の中心となる人材を育成するため「地域防犯リーダー養成講座」を行うとともに、防犯意識の向上を目的として、町会・自治会の会員を対象とした「地域安全マップ作成講座」を実施している。

パトロール用品の配布

地域における自主的な防犯パトロールを実施する個人・団体に対して、ステッカー、ワッペンなどのパトロール用品を配布している。なお、町会・自治会を対象として、平成16年度、平成18年度及び平成22年度に防犯パトロー

ル用品を一斉配布した。

啓発用品の作成

住民の防犯意識の啓発を図るとともに、自主的な活動を実施する際の一助となるよう、小冊子、チラシ等を作成し、配布している。

〔6〕 生活安全推進協議会

近年重大で凶悪な犯罪が発生し、大きな社会問題となっている。区では、区民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、平成18年1月に「墨田区安全で安心なまちづくり推進条例」を制定し、区長の附属機関として墨田区生活安全推進協議会を設置した。この協議会では、生活安全に関する問題の現状把握に努め、生活安全に関する施策の実施に関し必要な事項について協議し、区長に意見を述べることでされている。

〔7〕 すみだ防犯センター

東京スカイツリー®の開業に伴い、平成24年4月1日に「すみだ防犯センター」を開設し、退職警察官が区内全域で地域防犯活動支援を行う際の拠点としている。

施設のあらまし

所在地 墨田区業平4-17-1

電話 6317-9319

延床面積 24.69㎡（地上2階建）

〔8〕 墨田区客引き行為等の防止に関する条例の制定

居酒屋等の飲食店従業員やカラオケ店従業員らによる客引き行為が増加し、一部においては、悪質、迷惑な客引き行為等が顕著である。このため、公共の場所での迷惑な客引き行為やピンクちらしの配布行為等を禁止し、健全で魅力あふれる盛り場として再生し、また、関係法令である「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」や東京都の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」を補完する目的で、本条例を制定した。（平成26年6月30日公布 平成26年12月1日施行）

平成28年度には、錦糸町駅周辺を重点地区に指定し、当該地区においては、執ような客引き行為に加えて通常の客引き行為等を禁止する等条例を強化した。（「墨田区客引き行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例」平成28年9月30日公布 平成28年12月1日施行）

9 特殊詐欺対策

近年、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺犯罪が多発しており、区内における被害も後を絶たない。

そこで、区内における特殊詐欺被害の防止を目的として、町会・自治会等へ講師（警察官 0B[区職員]）を派遣し、出前講座を実施するとともに、青色防犯パトロールカーによる広報放送を活用した注意喚起を行っている。

また、原則 65 歳以上の区民を対象に、特殊詐欺被害防止自動通話録音機を無料で貸し出している。

10 墨田区歩きスマホによる事故等の防止対策の推進に関する条例の制定

スマートフォン等の普及に伴い、歩きスマホによる事故等が増えてきているという社会的背景の下、歩きスマホによる事故等の防止に関する周知、啓発が重要となっている。

このため、歩きスマホによる妨害行為による事故等の防止のための対策を推進するとともに、区民等が安心して快適に通行し、又は利用することができる公共の場所を確保し、もって安全で安心なまちづくりに寄与することを目的として、「墨田区歩きスマホによる事故等の防止対策の推進に関する条例」を制定した。（令和4年3月30日公布 令和4年10月1日施行）

第11節 消 防 団

1 消防団活動

消防団は、昭和23年に「消防組織法」の制定に伴って発足した。東京23区内には、都制定の「特別区の消防団の設置等に関する条例」に基づいて各消防署の管轄区域単位に設置され、地域の住民が主体となって組織されている。

墨田区内には本所、向島の2つの消防団が組織されており、地域に密着した防災活動機関として、火災及び水害などに対する消防活動や応急救護などを任務とし、消防署との連携のもとに活動している。また、地域における防災活動のリーダーとして地域住民等に対し、出火防止、初期消火、応急救護等、震災などの大災害に備えての指導を行うとともに、震災時には、それぞれの任務に基づいて被害の局限防止を図るため、積極的に活動することとしている。

なお、消防団の組織の整備や円滑な運営を目的とした都知事の付属機関として、特別区ごとに、区長を委員長とする「消防団運営委員会」が置かれている。

墨田区消防団運営委員会委員

◎＝委員長 (令和 6. 4. 1 現在)

氏 名	備 考	氏 名	備 考
◎山 本 亨	区長	おおこし 勝弘	区議会議員
加 藤 雅 之	学識経験者 都議会議員	たかはしのりこ	〃
飯 沼 清	〃 本所防火防災協会会長	ちょうなん貴則	〃
老 田 勝	〃 本所災害防止会長	あべ きみこ	〃
大 谷 和 美	〃 向島防火防災協会会長	葛 城 歳 男	本所消防署長
平 林 恒 彦	〃 向島防災安全会長	勇 勢 欣一郎	向島消防署長
坂 井 ユカコ	区議会議員	箕 輪 淳 一	本所消防団長
たきざわ 正宣	〃	岩 本 光 弘	向島消防団長

墨田区消防団役員

(令和 6. 4. 1 現在)

区 分		本所消防団	向島消防団
団	階級	氏 名	氏 名
団 本 部	団 長	箕輪淳一	岩本光弘
	副 団 長	浅野光章、田代 浩、清水希祐 早川洋子、石川信司	本田滝男 鈴木伸一、須藤貴夫
	分 団 長	林眞一郎	今井浩一郎
	分 団 長	田村一郎	
第一分団	分 団 長	竹内克巳	勝田健一
第二分団	副分団長	丸山祐一郎、渡邊裕昭、大橋健男	原田誠司、石川隆一、田中茂仁
	分 団 長	林 政司	田崎 明
第三分団	副分団長	鷺尾真一、坂井秀光 (現在欠員)	三浦 忍、望月 隆、神保武久
	分 団 長	斉藤泰一	平井 康雄
第四分団	副分団長	丸山泰司、飯塚和彦、山口君枝	飯田潤、久保田敏之、高田あゆみ
	分 団 長	淺沼 博	木村 勇
第五分団	副分団長	加納淳子、鈴木 守、白土大輔	堀井 昇、植木猛盛、鳥山修
	分 団 長	横山喜一	新條吉保
第六分団	副分団長	椎名功、坂口直美、早川 淳	三浦義和、山口裕幸、笠井勝光
	分 団 長	吉田賢一	佐藤孝男
第七分団	副分団長	佐伯淳一、小川喜隆、黒木良典	田口康修、菅波雅明、飯田正次
	分 団 長	桜井秀男	丸山健治
第八分団	副分団長	前田幸一、橋本和男、小林幸一	大澤弘昌、大岩幸男、須田朋美
	分 団 長	中村清司	沢城光一
第九分団	副分団長	伊藤 弘、野村勝己、小杉誠一	平野和雄、新井成弘、綿貫善孝
	分 団 長		小川洋一
	副分団長		小林清浩、戸嶋信二、藤倉 章

消防団分担区域表（本所）

（令和 6. 4. 1 現在）

分団名	団員数 () 内 は女性	手引き動力ポンプ 台数 () ポンプ 積載車	分 担 区 域
本所消防団 団本部	235(42) 11(1)	16(7) 0	本所消防署管轄区域
第一分団	22(4)	2(1)	両国 1 ～ 4 丁目、千歳 1 ～ 3 丁目
第二分団	29(6)	2(1)	横網 1 ・ 2 丁目、石原 1 ～ 4 丁目、亀沢 1 ～ 4 丁目
第三分団	28(5)	2(1)	業平 1 ～ 5 丁目、横川 1 ～ 5 丁目、太平 1 ～ 4 丁目
第四分団	30(8)	2	向島 2 ・ 5 丁目の一部、向島 1 ・ 3 ・ 4 丁目の一部
第五分団	27(4)	2(1)	錦糸 1 ～ 4 丁目、江東橋 1 ～ 5 丁目
第六分団	27(3)	2(1)	緑 1 ～ 4 丁目、立川 1 ～ 4 丁目、菊川 1 ～ 3 丁目
第七分団	27(4)	2(1)	吾妻橋 1 ～ 3 丁目、東駒形 1 ～ 4 丁目、本所 1 ～ 4 丁目
第八分団	34(7)	2(1)	押上 1 ・ 2 丁目の一部、向島 1 ・ 3 ・ 4 丁目の一部

消防団分担区域表（向島）

（令和 6. 4. 1 現在）

分団名	団員数 () 内 は女性	手引き動力ポンプ 台数 () ポンプ 積載車	分 担 区 域
向島消防団 団本部	259(56) 17(2)	19(9) 0	向島消防署管轄区域
第一分団	26(7)	2(1)	京島 1 丁目の一部、京島 2 ・ 3 丁目の大部分、押上 2 丁目の一部、押上 3 丁目、八広 1 丁目の一部、八広 2 丁目、文花 1 ・ 3 丁目の一部
第二分団	27(7)	2(1)	京島 1 ～ 3 丁目の一部、東向島 2 丁目、押上 2 丁目の一部、向島 4 丁目の一部
第三分団	28(14)	2(1)	東向島 1 ・ 3 丁目、堤通 1 丁目、向島 5 丁目の一部、
第四分団	25(2)	2(1)	東向島 5 丁目の一部、東向島 6 丁目、墨田 3 ・ 4 丁目の一部、八広 1 ・ 5 ・ 6 丁目の一部
第五分団	24(4)	2(1)	堤通 2 丁目、墨田 2 丁目の一部、墨田 5 丁目
第六分団	28(4)	2(1)	墨田 3 ・ 4 丁目の一部、八広 6 丁目の一部
第七分団	25(7)	2(1)	東墨田 2 ・ 3 丁目、東墨田 1 丁目の一部、八広 3 ・ 4 丁目、墨田 4 丁目の一部、八広 1 ・ 5 ・ 6 丁目の一部
第八分団	28(3)	3(1)	立花 1 ～ 6 丁目、文花 1 ・ 3 丁目の一部、文花 2 丁目、東墨田 1 丁目の一部
第九分団	31(6)	2(1)	東向島 4 丁目、墨田 1 丁目、東向島 5 丁目の大部分、墨田 2 ・ 3 丁目の一部

第12節 水 防

1 水防業務

区は、水防法の規定に基づく水防管理団体であり、区長を水防管理者として、水害を警戒及び防御するとともに被害を軽減することを目的に、関係機関と連携して水防活動を行っている。

また、水防法第 15 条第 3 項の規定に基づき、荒川が氾濫した際の浸水想定区域や浸水継続時間などを掲載したハザードマップを作成し、区民等に配布するとともに、水防法第 32 条の 2 の規定に基づき、毎年 1 回、消防機関と合同で水防訓練を実施している。

2 雨雪対応

区が管理する道路、公園等における台風等の風雨、積雪又は路面凍結による区民等公衆の事故等の発生を防止するため、区に気象警報が発表されたとき等に、道路のパトロールや除雪活動等の雨雪対応を実施している。

区内には、雨雪対応用の資器材を保管している倉庫（区管理 2 か所、都管理 2 か所）があるほか、区民等の自主的な雨雪対応に役立てるため、区内の公園等に土のうステーションを設置している。

なお、雨雪対応中に災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づく災害対策本部が設置された場合は、墨田区地域防災計画の定めるところにより「墨田区災害対策本部」として活動することとなる。

倉庫の現況

（令和 6. 4. 1 現在）

管理区分	名称	所在地	面積（㎡）	建設年度
区 〃	平井橋倉庫	立花 3-29-10	110. 6	平成 27
	銅像堀公園内資材置場	向島 5-9-1	35. 5	令和 4
都 〃	江東西	両国 1-12-5	20. 9	昭和 38
	墨田工区	堤通 1-16-4	120. 3	昭和 45

土のうステーションの設置箇所

(令和 6. 4. 1 現在)

名称	所在地
若宮公園	本所 2-2-19
吾嬬西公園	八広 6-53-16
立花公園	立花 1-27-5
錦糸堀公園	江東橋 4-17-1
ふじのき公園	東向島 2-7-5
つばき公園	墨田 5-33-9
平井橋倉庫	立花 3-29-10
菊川公園	立川 4-12-21
横川公園	東駒形 4-18-21
業平公園	業平 2-3-2
東墨田公園	東墨田 3-4-14
隅田児童遊園	墨田 4-23-12

※台風の接近が予測される場合、土のうステーションへの土のうの補充を中止したり、強風による事故を防止するため、土のうステーションを回収し、代わりに土のうを配布する臨時配布場所を開設したりすることがある。

第13節 空き家等対策及び老朽建物等の適正管理の推進

1 はじめに

近年、全国的に空き家の数が増加し、地域に大きな影響を及ぼす、いわゆる「空き家問題」が社会問題となり、国は、平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法（空家法）」を全面施行し、その後令和5年12月13日に同法の一部改正があった。

区では、これ以前から空き家を含む管理不全な状態にある老朽建物等の対策を積極的に進めており、平成25年には「墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例（老朽建物条例）」を制定し、令和6年6月に前年の空家法改正を受けて、老朽建物条例の一部改正を行った。

2 空き家等対策

空き家の発生・増加の原因やその構造、地域に及ぼす影響は自治体によって様々であり、その特性により効果的な対策手法等も異なる。このため、区では平成29年度に「墨田区空家等対策計画」を策定し（令和4年3月改定）、区の実情に合わせた空き家に関する対策を総合的かつ計画的に実施している。

同計画では、「老朽危険化した物件への対応」だけでなく、「空き家の発生や危険化の予防」、「空き家の利活用」等の予防的な施策を含めた様々な対策を定め、推進していくこととしている。

3 空家法と老朽建物条例

管理不全な状態にある老朽建物等は、瓦や外壁の落下又は建物自体の倒壊等により、近隣住民及び通行者へ危害を及ぼすおそれがある。これは、空き家に限らず、人の住まう、又は使用している物件でも同様である。区では管理不全な状態にある老朽建物等のうち、空家法における空家等の定義に該当する物件については空家法に基づく対応を行い、これに該当しない物件については老朽建物条例に基づく対応を行うこととしている。

4 老朽建物等審議会

空家法や老朽建物条例に基づく措置（勧告・命令・行政代執行）や対応方針等について、調査審議することを目的とし設置された区長の諮問機関。学識経験者・弁護士・建築士・宅地建物取引業関係者・商工団体関係者・町会自治会連合会関係者からの計12名以内で構成される。任期は2年。

